
都城市過疎地域 持続的発展計画

令和3年度～令和7年度

令和3年9月
宮崎県都城市

目 次

1 基本的な事項	- 2 -
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	- 11 -
3 産業の振興	- 15 -
4 地域における情報化	- 23 -
5 交通施設の整備、交通手段の確保	- 26 -
6 生活環境の整備	- 31 -
7 子育て環境の確保、高齢者の保健・福祉の向上・増進	- 37 -
8 医療の確保	- 44 -
9 教育の振興	- 48 -
10 集落の整備	- 54 -
11 地域文化の振興	- 58 -
12 再生可能エネルギーの利用の推進	- 64 -
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	- 68 -

はじめに

本計画は、旧高城町及び旧高崎町について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第3条の規定に基づき過疎地域とみなされたことを受けて、同法第8条第1項の規定に基づき定めるものである。

旧高城町及び旧高崎町は、平成18年に近隣の旧都城市、旧山之口町、旧山田町と合併し、新都城市を構成する一地域となった。その区域は以下のとおりである。

なお、本文中では以下の文言表現を使用した。

- 合併後の都城市・・・本市
- 旧高城町・・・高城地区
- 旧高崎町・・・高崎地区
- 過疎地域（高城地区、高崎地区）・・・本地域

都城市と過疎地域



1 基本的な事項

(1) 都城市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本市は宮崎県の南西部にあたり、東に鱈塚山系、北西に高千穂峰を仰ぐ都城盆地の中央に位置し、東西・南北ともに約 36km、面積は 653.36k m²である。

高城地区は、本市の中北部に位置する地域で、宮崎市、小林市と接しており、高崎地区は北西部に開けた地域で高城地区の北西に位置し、高原町、小林市と接している。

本市の気候は、夏冬や昼夜の温度差が大きく、夜間の冷え込みが厳しい特徴を持つ盆地特有の内陸性気候である。

古くから南九州の交通の要衝であり、鎌倉時代に源頼朝から島津荘地頭職に任命されたこれむねただひさ惟宗忠久が、のちに「島津」と名乗るようになったことから、「島津発祥の地」としても知られている。

明治 4 年には改置府県により都城県が設置され、大正 13 年には都城市として市制を施行した。その後平成に入り、平成 18 年 1 月 1 日に、旧都城市・旧山之口町・旧高城町・旧山田町・旧高崎町の 1 市 4 町が合併し、現在の都城市が誕生した。

経済圏域は、宮崎県西・県南部、鹿児島県北部にまたがっており、特に宮崎県北諸県郡三股町、鹿児島県曾於市、志布志市とは都城広域定住自立圏を形成し、広域的な取組を行っている。

また、九州縦貫自動車道宮崎線や国道 5 路線をはじめとする幹線道路が整備され、JR 日豊本線・吉都線の 2 本の鉄道が通っている。さらに、国の重要港湾に指定された志布志港・油津港や宮崎空港・鹿児島空港が約 40km 圏内に位置するなど、恵まれた交通条件を持つ。

近年は、本市を起点に志布志市に至る地域高規格道路都城志布志道路の整備が進み、「地の利」を持つまちとしての役割をさらに高めている。

イ 過疎の状況

高崎地区においては、昭和 45 年施行の過疎地域対策緊急措置法、昭和 55 年施行の過疎地域振興特別措置法、平成 2 年施行の過疎地域活性化特別措置法、平成 12 年施行の過疎地域自立促進特別措置法及び令和 2 年度末までの同法の期間延長により、過疎地域の指定を受け、過疎から脱却すべく様々な過疎対策事業に積極的に取り組んできた。

この結果、道路の舗装率は、令和 2 年度末現在 94.1%と高く、また生活環境面では公共下水道、合併処理浄化槽、消防防災施設等の充実が図られ、社会福祉施設や学校施設、観光施設等の住民の生活基盤整備も進めてきたところである。

また、基幹産業である農業部門では、農道整備事業、かんがい排水事業、農業基盤整備促進事業、畑地かんがい等の各種補助事業を利用し、農村部の生産基盤や近代化施設の整備充実に取り組んできた。

このように各種施策による成果は一応みたものの、若年層の人口流出及び出生率の低下や高齢化の進行、地域経済の停滞等、依然として厳しい状況が続いている。

一方、高城地区は、令和 3 年 4 月 1 日に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）の施行により、過疎地域に指定された。

高城地区についても、人口減少や少子高齢化により多くの課題が表面化すると考えられ、集落を維持するための仕組みや体制づくりを強化し、持続的な発展を図る必要がある。

表 1-1 過疎地域自立促進計画事業費の推移（高崎地区）

（単位：百万円）

年度	事業費	財源内訳				その他 一般財源
		国庫支出金	県支出金	地方債	内過疎債	
H27	1,248	129	70	366	342	683
H28	842	57	36	144	137	605
H29	1,020	70	45	63	52	842
H30	754	53	36	30	22	635
R 1	1,327	72	53	26	13	1,176
計	5,191	381	240	629	566	3,941

出典：都城市高崎総合支所地域振興課

ウ 社会経済的発展の方向の概要

高城地区の産業構造は、農業を中心とした第1次産業の就業人口比率が低いものの、日本有数の食糧供給基地としての機能を持っており、農畜産業と結びついた食品関連をはじめとする企業の集積が見られる。また、5つの工業団地を有し、運輸・通信業や卸売・小売業の企業も多いことから、第3次産業の就業人口比率が高くなっている。

今後は、新たな工業団地の完成も控えており、若年層の移住・定住につながるような魅力ある企業の誘致を図ることが重要である。

また、県内有数の桜の名所である高城観音池公園や旧後藤家商家交流資料館、観音瀬等の地域資源や、スポーツキャンプ誘致の中核となる高城運動公園及び屋内競技場、クラブハウスが整備されており、これらの地域資源を効果的に活用し観光の振興を図る必要がある。

一方、高崎地区の産業構造は、第1次産業の就業人口比率の中でも特に畜産の占める割合が高いことから、畜産関連加工処理産業の誘致を進めた結果、本社を高崎地区に移転した企業もある。また、これまで縫製工場等の誘致で、第2次産業の発展も図られたが、企業進出は厳しい状況にあり、今後は社会経済情勢の変化に応じた企業の誘致を図る必要がある。

本地域の南部には九州縦貫自動車道宮崎線の都城インターチェンジがあり、高速道路を利用すると、宮崎空港・鹿児島空港まで約1時間、福岡市や大分市まで約3時間30分でアクセスできる等、交通条件に恵まれている。今後、都城インターチェンジと志布志港を結ぶ都城志布志道路の全線開通により、「地の利」を活かした産業の拠点づくりや観光面における経済的な効果が図られ、地域活性化に繋がることが期待される。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移

国勢調査による人口の推移をみると、本市の人口は昭和 35 年の 175,708 人をピークに年々減少の一途をたどり、昭和 50 年には昭和 35 年の約 9.2%減にあたる 159,621 人に減少した（表 1-2）。

その後わずかながら増加に転じ、平成 2 年には 172,593 人に増加したものの、再び減少に転じ、平成 27 年には平成 2 年の約 4.4%減にあたる 165,029 人に減少している。

年齢別人口の推移をみると、0 歳～14 歳の年少人口は平成 2 年の 35,053 人から平成 27 年には 23,235 人と、25 年間で約 33.7%と大幅に減少している。また、15 歳～64 歳の生産年齢人口は、平成 2 年の 110,807 人から平成 27 年の 93,495 人と約 15.6%の減少となっており、少子化や若年層の転出による影響が如実に表れている。

一方、65 歳以上の老年人口は、平成 2 年の 26,720 人から平成 27 年には約 1.8 倍の 47,626 人となっており、高齢化が早いペースで進行していることがうかがえる。

今後の人口の見通しについては、当面は高齢化の進行と同時に人口減少が加速することは否めず、人口全体としては間もなく 16 万人を割り込む見通しである（表 1-3）。65 歳以上の老年人口は 30%以上の高い水準で推移する一方、年少人口は 10%半ばにとどまり、生産年齢人口は令和 7 年以降約 53%前後で推移すると考えられる。しかしながら、令和 37 年以降は生産年齢人口の割合が上昇に転じるなど、人口減少は緩やかになっていくと見込まれる。

表 1-2 人口の推移

【都城市】

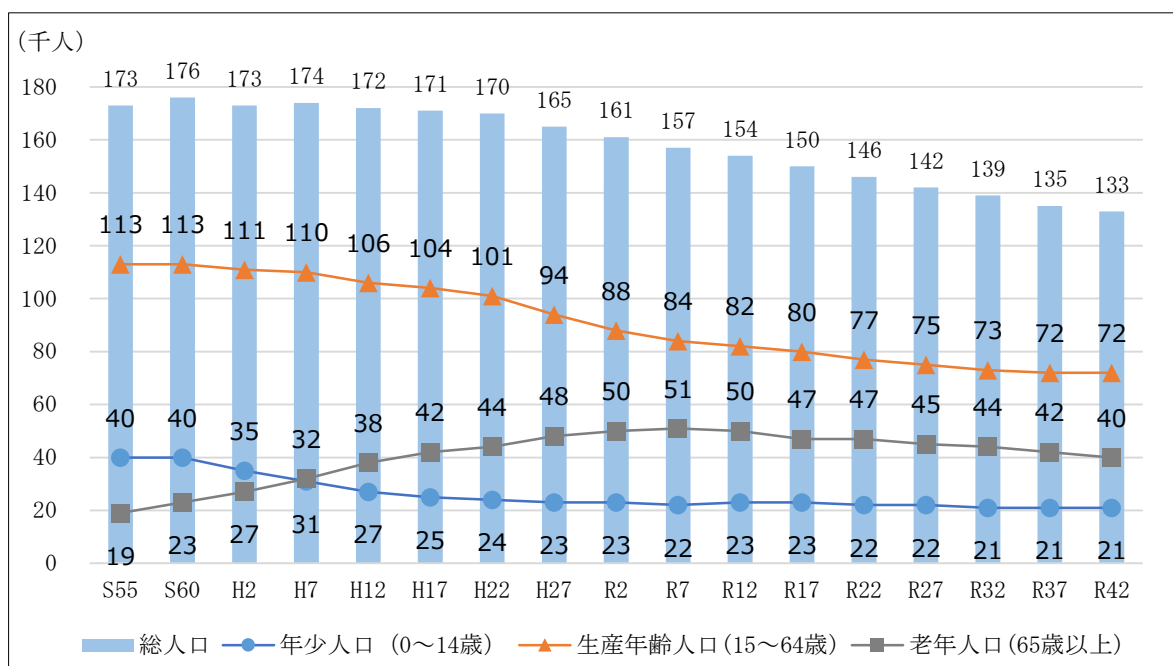
区 分	S35	S50		H2		H17		H27	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数(c)	人	人	%	人	%	人	%	人	%
	175,708	159,621	△ 9.2	172,593	8.1	170,955	△ 0.9	165,029	△ 3.5
0 歳～14 歳	65,076	38,010	△41.6	35,053	△ 7.8	25,089	△28.4	23,235	△ 7.4
15 歳～64 歳	100,272	105,215	4.9	110,807	5.3	103,715	△ 6.4	93,495	△ 9.9
うち 15～29 歳(a)	37,294	33,869	△ 9.2	28,067	△17.1	27,097	△ 3.5	21,743	△19.8
65 歳以上(b)	10,360	16,396	58.3	26,720	63.0	41,960	57.0	47,626	13.5
若年者比(a)/(c)	21.2	21.2	-	16.3	-	15.9	-	13.2	-
高齢者比(b)/(c)	5.9	10.3	-	15.5	-	24.5	-	28.9	-

【高城・高崎地区合算】

区 分	S35	S50		H2		H17		H27	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数(c)	人	人	%	人	%	人	%	人	%
	34,249	25,629	△ 25.2	26,045	1.6	22,670	△ 13.0	19,384	△ 14.5
0 歳～14 歳	13,570	6,000	△ 55.8	5,303	△11.6	2,937	△ 44.6	2,236	△ 23.9
15 歳～64 歳	18,623	16,711	△ 10.3	16,121	△ 3.5	12,937	△ 19.8	10,043	△ 22.4
うち 15 歳～29 歳(a)	6,756	4,956	△ 26.6	3,584	△27.7	3,154	△ 12.0	1,946	△ 38.3
65 歳以上(b)	2,056	2,918	41.9	4,621	58.4	6,796	47.1	7,100	4.5
若年者比(a)/(c)	19.7	19.3	-	13.8	-	13.9	-	10.0	-
高齢者比(b)/(c)	6.0	11.4	-	17.7	-	30.0	-	36.6	-

出典：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

表 1-3 都城市の将来人口推計（独自推計）



出典：第2期都城市まち・ひと・しごと創生総合戦略

※R 2以降は推計値

イ 産業の動向

本市は、農業を中心として発展し、南九州の食糧供給基地としての役割を果たしてきたが、経済情勢の変化等に伴う第1次産業と他産業の所得格差の増大等により、第1次産業の就業人口の低下が著しくなっている。

高城地区における第1次産業の就業人口比率は、平成2年の31.0%から平成17年には21.4%と10ポイント近く減少し、平成17年の第3次産業の就業人口比率は48.1%と、第1次産業の21.4%の2倍以上となっている（表1-4）。

高崎地区についても同様に、第1次産業の就業人口比率は、昭和35年の74.5%から平成17年は30.7%と半減し、平成17年の第3次産業の就業人口比率は41.5%と、第1次産業を10ポイント以上上回っている（表1-4）。

表 1-4 産業別人口の動向

【高城地区】

区 分		H2	H7		H12		H17	
		実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数		人	人	%	人	%	人	%
		6,547	6,668	1.8	6,350	△4.8	6,058	△4.6
第1次	就業人口比率(%)	31.0	26.6	△12.8	22.4	△19.5	21.4	△9.0
	人口(人)	2,031	1,771		1,425		1,297	
第2次	就業人口比率(%)	31.0	33.0	8.5	32.9	△5.1	30.5	△11.6
	人口(人)	2,031	2,203		2,090		1,848	
第3次	就業人口比率(%)	38.0	40.4	8.4	44.6	5.2	48.1	2.8
	人口(人)	2,485	2,694		2,835		2,913	

【高崎地区】

区 分		S35	S50		H2		H7	
		実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数		人	人	%	人	%	人	%
		8,502	6,610	△22.3	6,631	0.3	6,405	△3.4
第1次	就業人口比率(%)	74.5	60.3	△37.1	42.0	△30.1	35.4	△18.6
	人口(人)	6,335	3,985		2,786		2,267	
第2次	就業人口比率(%)	7.9	15.9	56.2	27.4	72.6	29.5	4.2
	人口(人)	673	1,051		1,814		1,890	
第3次	就業人口比率(%)	17.6	23.8	5.4	30.6	29.0	35.1	10.7
	人口(人)	1,494	1,574		2,031		2,248	

区分		H12		H17	
		実数	増減率	実数	増減率
総数		人	%	人	%
		5,793	△9.6	5,581	△3.7
第1次	就業人口比率(%)	30.5	△22.1	30.7	△2.8
	人口(人)	1,766		1,716	
第2次	就業人口比率(%)	30.3	△7.1	27.7	△11.9
	人口(人)	1,756		1,547	
第3次	就業人口比率(%)	39.2	1.0	41.5	2.1
	人口(人)	2,271		2,318	

出典：国勢調査（各年10月1日現在）

※平成22年以降は市町村合併により統計がない

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

平成 18 年 1 月に、旧都城市・旧山之口町・旧高城町・旧山田町・旧高崎町が合併し誕生した本市は、合併によるスケールメリットを活かした職員数の削減や事務事業の効率化によるコスト削減、財政の健全化等に主眼を置いた行財政改革を進めてきた。

また、平成 30 年 3 月に「市民の笑顔が広がる 南九州のリーディングシティ」を都市目標像とする「第 2 次都城市総合計画」を策定した。

この中では、「市民が主役のまち」「ゆたかな心が育つまち」「地の利を活かしたまち」「賑わいのあるまち」「緑あふれるまち」の 5 つを目指すまちの姿に掲げ、市民はもちろんまちづくり協議会や民間事業者、NPO 法人等と連携しながら市の発展に取り組んでいる。

イ 財政の状況

本市の令和元年度の財政状況は、財政力指数が 0.541、実質公債費比率は 5.2%、経常収支比率は 95.5%となっている。

今後は、地方交付税制度や国・県補助金等の見直しが進む中、社会保障給付をはじめとする行政需要の増大等により、財政状況は一層厳しくなることが予想される。また、地方分権の進展に伴い、住民に身近な社会資本の整備や、地域福祉施策の充実等、重要政策課題に係る財政需要がますます増大するものと考えられる。

表 1-5 市町村財政の状況

(単位：千円)

区分	H22	H27	R 元
歳入総額 A	75,076,877	82,556,768	103,141,033
一般財源	43,160,756	43,546,674	41,976,926
国庫支出金	9,843,296	11,576,375	13,959,233
都道府県支出金	5,953,493	5,774,488	7,154,056
地方債	7,038,443	6,427,301	7,725,580
(うち過疎債)	(0)	(342,600)	(12,500)
その他	9,080,889	15,231,930	32,325,238
歳出総額 B	72,567,852	80,842,982	100,707,991
義務的経費	37,281,191	38,973,067	41,691,598
投資的経費	11,219,539	8,446,933	14,158,796
(うち普通建設事業)	(8,875,490)	(8,326,257)	(13,602,169)
その他	24,067,122	33,422,982	44,857,597
過疎対策事業費	758,744	1,247,864	1,326,711
歳入歳出差引額 C (A-B)	2,509,025	1,713,786	2,433,042
翌年度へ繰越すべき財源 D	1,377,296	421,645	1,000,849
実質収支 C-D	1,131,729	1,292,141	1,432,193
財政力指数	0.498	0.504	0.541
公債費負担比率	19.5	17.3	14.7
実質公債費比率	11.2	5.5	5.2
起債制限比率	11.0	-	-
経常収支比率	85.7	86.5	95.5
将来負担比率	36.6	-	-
地方債現在高	78,267,544	77,541,987	71,334,444

出典：都城市総合政策部財政課

表 1-6 主要公共施設等の整備状況（合算）

区分	S55	H2	H12	H22	R1
市町村道					
改良率(%)	22.3	30.2	37.8	42.0	63.0
舗装率(%)	55.5	67.8	75.3	78.2	90.0
耕地1ha当たり農道延長(m)	52.3	40.9	43.2	61.8	46.8
林野1ha当たり林道延長(m)	2.0	1.7	1.5	2.1	1.5
水道普及率(%)	89.4	92.8	97.7	97.8	97.5
水洗化率(%)	-	-	-	86.2	88.4
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	-	-	36.5	27.3	23.9

出典：都城市高城総合支所地域振興課、高崎総合支所地域振興課

(4) 地域の持続的発展の基本方針

高城地区の特性としては、のどかな田園風景・山並み、豊かな自然及び人情味あふれる風俗・習慣等がある。近年の自然志向、ゆとり・くつろぎを重視する都市住民のニーズに対応するため、高城地区の特性を活かしながら、住民を中心とした地域づくりを推進し、活力に満ちた豊かで創造的な地域社会を構築するとともに、暮らしを支える地域生活拠点を維持し、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ公共交通の利便性を向上させる。

高崎地区の特性としては、大都市にはない日本一美しい星空、のどかな田園風景・山並み、豊かな生産を生む広大な自然及び人情味あふれる文化・伝統等がある。

今後は社会経済情勢の変化にあわせ、移住・定住の推進や交流人口の拡大を図るとともに、農林畜産業等の振興を図りながら、新たな潮流や先進的技術の活用による雇用の場を創出することで持続可能な地域づくりを進める。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき、計画期間内に達成すべき計画全般に関わる基本目標を、次のとおり定める。

ア 人口に関する目標

市全体

項目	基準値	目標値
市の総人口	165,029人 (平成27年)	157,000人 (令和7年)
合計特殊出生率	1.75 (平成30年)	1.96 (令和7年)

地域別

項目	基準値	目標値
高城地区の人口	10,392人 (平成27年)	9,200人以上 (令和7年)
高崎地区の人口	8,992人 (平成27年)	7,500人以上 (令和7年)

※平成2年から平成27年の人口減少率と同一の比率を用いて算出したもの

イ 財政力に関する目標

項目	基準値	目標値
一般会計の地方債残高	713.3億円 (令和元年度)	699.9億円以下 (令和7年度)

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価に関しては、毎年、産学官等の外部有識者で構成する「都城市総合計画総合戦略検討検証委員会」及び庁内推進組織「都城市地方創生推進本部（庁議）」において、事業の効果検証及び目標の達成状況の評価する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画に掲げる公共施設等の整備や維持・管理等については、都城市公共施設等総合管理計画における方針との整合性を図りながら、必要な事業を適正に実施していく。

今後、人口構成の変化や厳しい財政状況、施設の老朽化と建替え時期の集中等、公共施設を取り巻く現状と課題を踏まえ、公共施設等の安全・安心を確保し、市民に必要なサービスを、適切かつ持続可能な形で提供することを目指すべき姿として、既存ストックの縮減・長寿命化・有効活用により維持更新費用の縮減を図ることで、公共施設を適正な形で持続する。

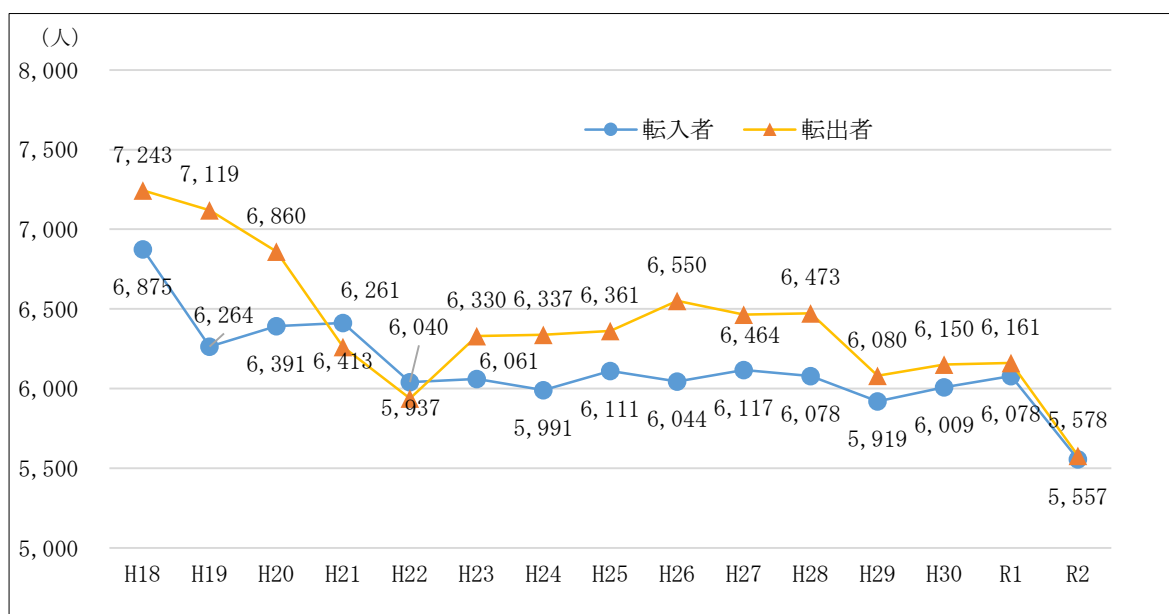
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住の促進

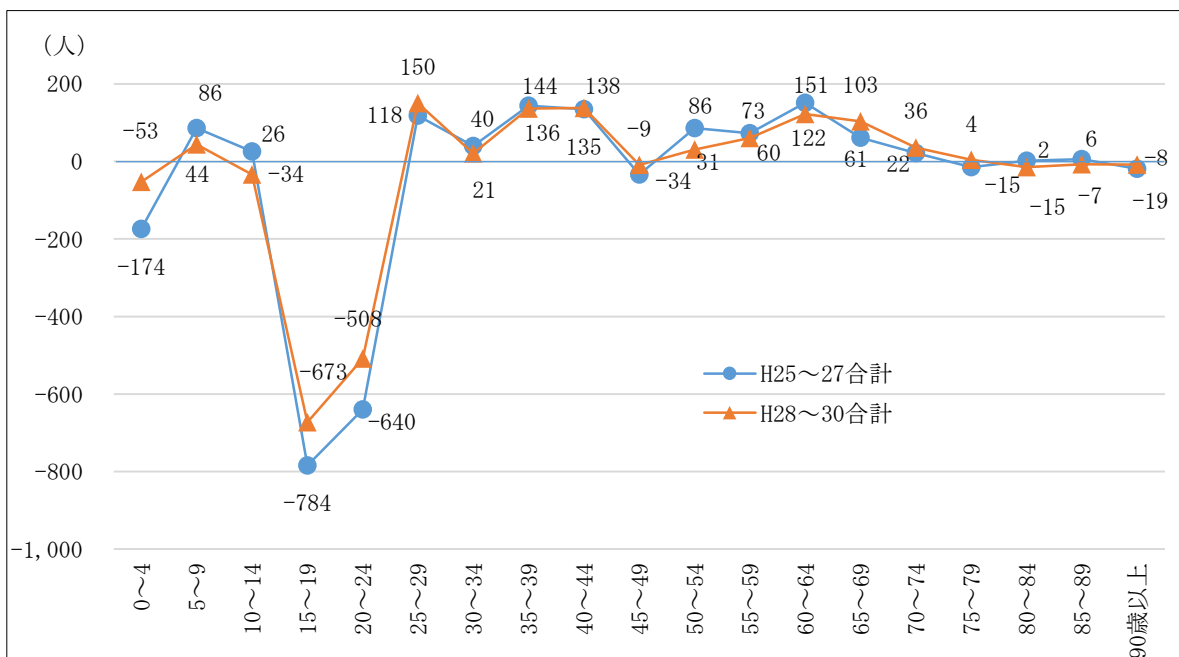
- ・本市の転出・転入者数の推移をみると、全体的に転出超過の傾向にあるが、平成28年以降は転出と転入の差が縮まりつつある（図2-1）。
- ・年齢別の転出状況をみると、15歳から24歳で大きく転出超過となっており、福岡県や東京都等といった都市部への人口流出が続いている状況である（図2-2）。
- ・平成28年から平成30年までの3年間は、平成25年から平成27年までの3年間と比較し、15歳から24歳の転出超過が減少しており、人口減少対策の一定の効果も見受けられる。
- ・若い世代を中心にした地方移住への関心の高まりや、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うテレワークの普及等、社会の変化を捉え、地方移住の動きを後押しすることが必要である。
- ・企業等とのパートナーシップを強化し、移住支援と就職支援をセットにして提供することで、雇用拡大によるUIJターンを促進する必要がある。
- ・若者の地元定着を図るため、行政、企業、高等学校等が連携して人材を確保するとともに、地元企業に関する情報を提供し、就職活動を支援することが求められる。

図 2-1 本市の転出入者数の推移



出典：宮崎県現住人口調査（各年10月1日現在）

図 2-2 年齢別社会増減 (H25~27、H28~30)



出典：第2期都城市まち・ひと・しごと創生総合戦略

イ 地域間交流の促進

- ・本地域には、豊かな自然と素晴らしい景観、肥沃な大地、伝統文化等、都会にはない地域資源が豊富であり、これらの地域資源を都市部に居住する人々に提供し、体験する機会を設けることにより、関係人口として本地域の活性化に携わり、将来的な移住者の拡大等に寄与することが期待される。
- ・今後は、地域内に存在する施設を活用したツーリズムや地域資源を活かした農泊、体験型プログラムの提供等により、地域外の住民が地域に関わる継続的な機会を設ける必要がある。

ウ 地域社会の担い手となる人材の育成

- ・高城地区内には、21の自治公民館があり、まちづくり協議会、自治公民館、地域組織育成連絡協議会等の地域団体、NPO法人高城歴史文化のまちづくりフォーラムが存在し、ふれあい健康づくり大会や「雛の宿」商家のひなまつり等様々な取組が実施されている。
- ・高崎地区においても、6つの地域館及び43の自治公民館があり、体育協会や文化協会等、数多くの民主団体により地域活動やイベント等の地域活動が行われている。
- ・一方、少子高齢化や人口減少の進展により、地域社会の担い手不足や、コミュニティの弱体化等の問題が顕在化している地域もある。
- ・地域住民一人ひとりが地域の担い手として積極的に参画するとともに、まちづくり協議会や自治公民館、NPO法人等の多様な主体と行政が課題解決に協働して取り組み、長期的な視点に立って地域の人材を育成することが必要である。

(2) その対策

ア 移住・定住の促進

- ・移住希望者のニーズに合ったまち・ひと・しごと・住まいの情報を一元化し、市ホームページや市公式 LINE 等、多様な手段を活用して多くの移住希望者に発信する。
- ・都市圏における移住相談会やオンラインを活用した移住セミナー等を実施する。
- ・関係機関と連携しながら、移住希望者のサポート体制を整備し、きめ細やかに対応する。
- ・地元企業とのパートナーシップ強化や無料職業紹介事業の実施等により、移住支援と就職支援をセットにした人材誘致を積極的に推進する。
- ・地元企業の採用活動を支援し、事業者や金融機関と連携しながら、UIJ ターン人材の確保を図る。

イ 地域間交流の促進

- ・都市部の住民とつながりをつくり、関係人口を創出・拡大することで、本市の活性化や将来的な移住者の増加を図る。
- ・地域にあるありのままの風景や地域住民との交流を楽しむフットパスの取組を推進することで、地域間交流を促進し関係人口の拡大や地域活性化を図る。

ウ 地域社会の担い手となる人材の育成

- ・自治公民館をはじめとする各種団体と連携強化を図り、その運営を支援する。
- ・都城市自治公民館連絡協議会や団体・企業と連携を図りながら、地域を支える自治公民館の活動やその役割の重要性を周知し、自治公民館への加入促進に取り組む。
- ・まちづくり協議会が地域課題を解決し、地域の将来の夢を実現できるよう、運営及び自主自立に向けた支援を行う。
- ・市民公益活動団体の事業力強化に寄与する情報の提供や団体同士の連携のほか、協働の推進を図る中間支援体制の充実に取り組む。

(3) 計画

ア 高城地区

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、人 材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	移住・定住推進事業	市	

イ 高崎地区

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、人 材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	移住・定住推進事業	市	
	地域間交流	中山間地域対策モデル事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

- ・地域コミュニティ施設等については、行政サービスの効率的・効果的な提供、防災施設としての役割、市民ニーズへの対応、利用者数などの観点を総合的に勘案しながら、必要に応じて計画的な修繕・改修を行う。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

- ・農家人口及び農家戸数は、高城地区、高崎地区とも大幅に減少している。(表3-1)
- ・農業経営規模の拡大が進んだことにより、5.0ha以上の農家戸数は増加傾向にあるが、小規模農家戸数の減少が顕著である(表3-2)。
- ・農業生産基盤の整備に関しては、水田の基盤整備率は高城地区で91.0%、高崎地区で87.9%となっている。
- ・畑の整備率については、高城地区では69.7%、高崎地区では12.5%となっており、今後、計画的な農地基盤の整備に努める必要がある。
- ・担い手を確保し、農業の生産基盤を維持していくため、ICT¹やIoT²等の技術を利用したスマート農業の活用により、農作業の省力化や効率化を図ることが重要となる。
- ・農作物に被害を及ぼすイノシシやサル等の有害鳥獣被害対策については、これまで電気柵の設置助成等の防除対策や捕獲対策を実施しているが、被害地域、被害額ともに拡大傾向にあり、更なる有害鳥獣被害対策に取り組む必要がある。
- ・農業の持続的な発展を図るため、認定農業者等の担い手の育成、安全・安心な農産物の生産、農業生産基盤の整備を進める必要がある。

表 3-1 農家人口及び農家戸数の推移

(単位:人・戸)

区 分		H2	H7	H12	H17	H22	H27
高城	農家人口	6,692	5,750	5,111	4,005	2,020	1,364
	農家戸数	1,804	1,617	1,499	854	662	490
高崎	農家人口	7,904	7,095	6,158	5,133	3,065	2,144
	農家戸数	2,075	1,966	1,773	1,126	1,003	783

出典：農林業センサス

表 3-2 経営規模別農家数の推移

(単位:戸)

区 分	総数	0.3ha 未満	0.3ha 以上	0.5ha 以上	1.0ha 以上	1.5ha 以上	2.0ha 以上	2.5ha 以上	3.0ha 以上	5.0ha 以上	
			~ 0.5ha 未満	~ 1.0ha 未満	~ 1.5ha 未満	~ 2.0ha 未満	~ 2.5ha 未満	~ 3.0ha 未満			
H12	高城	1,499	435	207	360	203	106	48	31	61	25
	高崎	1,773	428	223	379	269	170	103	62	88	25
H17	高城	854	17	173	246	174	76	48	32	54	34
	高崎	1,126	36	96	316	282	191	111	48	37	9
H22	高城	662	13	125	197	110	63	35	23	47	49
	高崎	1,003	29	179	231	179	126	80	37	91	51
H27	高城	490	24	83	116	75	49	37	24	36	46
	高崎	783	23	144	182	129	95	69	26	64	51

出典：農林業センサス

¹ ICT：情報通信技術の総称（Information and Communications Technology）

² IoT：モノのインターネット（Internet of Things）

イ 畜産

- ・畜産部門においては、国内外の厳しい産地間競争や担い手農業者の高齢化を背景として、飼養農家戸数が減少傾向にあるものの、若手の農業者による規模拡大等の取組により、家畜飼養頭数の減少抑制に努めている（表 3-3）。
- ・今後は、農業後継者の確保と大規模専業農家の育成に努めるとともに、効率的な畜産経営を行い、生産性向上を図る必要がある。
- ・家畜飼養部門と飼料作付・収穫部門を切り分けた分業制及び受委託作業体系を確立するとともに、大型農業機械の導入を図ることにより作業体系を効率化し、生産体制を強化することが求められる。
- ・家畜排せつ物の適切な処理に努めるとともに、各種伝染病等の侵入を防止するため積極的に自衛防疫の推進に取り組む必要がある。

表 3-3 家畜飼養頭数

(単位：経営体、頭、羽)

経営体 年度	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏・種鶏		ブロイラー		
	経営 体数	飼養 頭数	経営 体数	飼養 頭数	経営 体数	飼養 頭数	経営 体数	飼養 頭数	経営 体数	飼養 頭数	
市全体	H17	194	8,648	2,642	67,411	192	353,469	6	164,752	143	7,712,150
	H22	162	7,907	2,301	68,678	184	398,804	23	706,160	147	7,201,000
	R1	114	7,350	1,246	58,685	75	381,020	22	712,264	126	7,967,975
高城	H17	22	703	410	7,710	25	13,145	0	0	14	3,509,700
	H22	18	728	298	6,404	12	7,008	2	300	11	3,440,400
	R1	13	439	267	9,707	25	86,473	1	350	29	1,376,500
高崎	H17	19	806	559	14,523	42	37,419	9	126,000	42	1,680,000
	H22	13	462	465	14,541	30	28,399	9	213,000	50	1,789,500
	R1	11	877	299	12,903	25	23,170	7	292,100	48	1,991,500

出典：都城市農政部畜産課

ウ 林業

- ・高城地区の民有林面積は1,432haで、高崎地区の民有林面積は2,775haである。
- ・昭和20年代後半から40年代にかけて、国土の緑化運動として拡大造林（スギ、ヒノキ等の針葉樹の植栽）が進められた結果、多くの民有林が伐採期を迎えている。
- ・林業経営環境の悪化や過疎化・高齢化の進行等により、間伐等の適切な管理がなされずに森林が荒廃し、水源のかん養や国土保全等の公益的かつ多面的な機能が十分に発揮されない森林が増加している。
- ・森林が持つ機能を持続的に発揮するため、間伐の促進等、適切な森林の管理により、健全な森林づくりを推進し、地域と一体となって「美しい森づくり」に取り組む必要がある。
- ・林業の持続的発展による安定的な木材供給を実施し、木材産地の確立を図るとともに、林業従事者の雇用機会の拡大に取り組むことが重要である。
- ・作業路の整備実施や高性能機械の活用により、集約化やコスト低減を図ることで持続可能な森林経営を目指すことが求められる。
- ・原木しいたけ等の特用林産物については、生産基盤の強化に取り組むとともに、生産性向上を図る必要がある。

工 企業立地の推進・雇用の確保

- ・高城地区においては、都城インターチェンジから至近の地理的条件を活かし、都城インター工業団地の整備を進めてきたところである。
- ・また、雇用確保を図るため、企業立地に努力してきた結果、製造業、流通業、卸売業を中心とした企業が立地企業として操業している。
- ・高崎地区でも、企業立地に努力してきた結果、製造業を中心とした企業が立地企業として操業しており、高崎地区内の安定した雇用創造に大きく貢献している。
- ・若者の定住や生産年齢人口を確保するため、今後も企業立地を積極的に進める必要がある。

オ 商業

- ・生活様式の多様化や大型店の増加により、本地域内の商業は厳しい状況にあり、店主の高齢化や後継者不足等も大きな課題となっている。
- ・このような状況の中、事業主と意見を交換しながら中心商店街の再編について検討を行っていく必要がある。
- ・今後は、商工会及び商業者等と連携を図りながら、中心商店街の存続に向けたまちづくりの取組を推進していく必要がある。
- ・買い物に不便を感じている高齢者が増えているため、安否確認を兼ねた支援対策が必要である。

カ 観光

- ・豊かな自然を求める観光志向に加え、ワーケーションに代表される多様なワークスタイルが拡大していることから、体験・滞在型の観光の推進を図るとともに、地区を訪れた人が再び訪れたい、住んでみたいという気持ちになるための環境整備が求められる。
- ・本市では、強みである「肉と焼酎」を軸にしたミートツーリズムを展開しており、今後も地域ならではの資源を活かした価値のある体験等を磨き上げ、付加価値を高めていく必要がある。
- ・地域の文化や自然等の特性を活かした地域づくりを進めるとともに、その魅力を効果的に発信する必要がある。

(2) その対策

ア 農業

- ・ 農業者の理解を得ながら、国県等の補助事業を活用した土地基盤整備事業を実施するとともに、畑地かんがい施設等の整備を図り、高効率営農体制の確立を推進する。
- ・ 米の需要動向を考慮しながら、安全・安心のニーズに応える環境保全型農法や水田を効率的に活用した特色ある農業の展開を図る。
- ・ 施設園芸の農家を中心に高品質の生産に努め、産地化の形成を目指す。
- ・ 生産から加工、販売まで一体的に行う6次産業化の取組を積極的に支援し、農林畜産物の付加価値を高め、稼げる農業を目指す。
- ・ 経験や習熟の必要な農作業にICTやIoT等を導入し、農業者の負担となっている作業の省力化・効率化を図る。
- ・ 耕作放棄地の解消と農地中間管理事業を活用した、担い手への農地集積・集約化を推進する。また、農作業の受委託を促進するとともに、農業経営の効率化、安定化のために集落営農及び生産組織の育成を図る。
- ・ 認定農業者協議会等の組織強化と農業後継者グループの活動を促進し、農業生産意欲の高揚と連帯意識の醸成に努める。
- ・ 地産地消の推進と食育・農教育の啓発に努める。
- ・ 農作物の鳥獣被害の軽減に向けて、地域ぐるみの防除対策や有害鳥獣捕獲の促進を図る。

イ 畜産

- ・ 飼料価格高騰や遊休農地の解消のために、耕種農家と連携し農地集約を進め、飼料作物の作付けを促進する。
- ・ 優良系統雌牛の導入により、地域の繁殖基盤を整備するとともに、市場評価と農家の所得向上に努める。
- ・ 全国に誇る肉用牛生産地の維持と併せて畜産物のブランド化や差別化を進め、国内外の知名度向上と販売戦略の構築を図る。
- ・ 家畜伝染病等を未然に防止するため、地域一体となった防疫体制を確立する。

ウ 林業

- ・ 林業の生産性の向上を図るため、作業道等の路網を年次計画的に整備し、既設の林道の適正な維持管理に努める。
- ・ 良質材を生産するために、造林、保育、伐採までを計画的に推進する。また、伐採跡地の確実な更新を推進し、森林が持つ多面的機能の維持に努める。
- ・ しいたけ等特用林産物の生産拡大と産地化、生産組織の育成強化を図る。

エ 企業立地の推進・雇用の確保

- ・ 企業立地活動を強化し、立地環境及び地域の人材や技術等の情報発信を行うとともに、企業立地奨励制度等の活用により、製造業や物流関連企業の積極的な企業立地を推進し、雇用創出に努める。
- ・ 高校生等を対象にした企業巡見や早い段階からの職業教育（キャリア教育）に取り組み、地元企業の情報を適切に提供することで「地元で働きたい」就職希望者を支援する。
- ・ 都城広域定住自立圏の構成市町と連携し、定住の促進に必要となる雇用の場の確保に向けて、地元企業とのパートナーシップを強化する。

オ 商業

- ・人口減少や、少子高齢化に対応した中心市街地の振興を図るため、商工会等と連携しながら、住民が利用しやすいまちづくりを地域一体となって進める。
- ・商工会の育成に努め、消費需要の把握により地元商店街での販売意識の高揚に努める。
- ・買い物困難者等に対するコミュニティビジネス支援事業（宅配事業）のより一層の充実を図り、地域コミュニティ機能の維持に努める。

カ 観光

高城地区

- ・本市のスポーツ施設整備ビジョンにおいて、高城運動公園はスポーツ合宿・キャンプ誘致の拠点施設として位置付けており、運動公園内の各種スポーツ施設を利用したプロスポーツチームや学生・社会人等の合宿誘致を積極的に推進し、スポーツの振興に努める。
- ・高城観音池公園は、桜の名所として広く県内外にPRしており、交通アクセスもよく南九州を代表する都市公園である。更なる知名度の向上を図るために適切な公園管理を行うとともに、年間を通して集客できる活用方法を検討する。
- ・体験・滞在型の余暇施設である健康増進センターや、グラススキー・スライダーが楽しめるいきいきふれあいランド等、既存の観光施設の効果的な活用を図る。
- ・高城地区には、歴史や文化に気軽に触れることができる高城郷土資料館や旧後藤家商家交流資料館があることから、ミートツーリズム事業と連携した観光商品の開発に努める。

高崎地区

- ・本市のスポーツ施設整備ビジョンにおいて、高崎総合公園総合体育館のアリーナはスポーツ合宿・キャンプ誘致を補完する準拠点施設として位置付けており、高崎総合公園内の各種施設を利用した種目別スポーツ大会等の開催により、スポーツの振興に努める。
- ・高崎地区の観光は、「自然と親しみ身体と心のリフレッシュができる」ことを基本としているため、高崎総合公園内の温泉交流センターやパークゴルフ場等を活用した観光を促進する。
- ・星のまちを象徴するたちばな天文台を活用し、学校教育や社会教育と連携した取組を推進する。

(3) 計画

ア 高城地区

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備事業 農 業	県営畑地帯総合整備事業 市単独農地整備事業（農地整備関連） 防災重点ため池整備事業	県 市 県	
	(9) 観光又はレクリエーション	公園維持管理費 温泉施設等管理運営事業	市 市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	土地改良適正化事業補助金 畜産経営改善奨励事業 畜産振興対策関係事務費 多面的機能支払交付金 再造林推進事業 広葉樹等植栽事業 鳥獣保護区等周辺被害防止事業	市 市 市 市 市 市 市	
	商工業・6次産業化	商工業振興費（商店街活性化支援事業費補助金） 商工会広域連携事業 コミュニティビジネス支援事業 小規模経営改善普及事業 高城商工施設維持管理事業	市 市 市 市 市	
	観 光	観光諸費（高城観光協会補助金） 観音池公園管理運営費 公園維持管理費 温泉施設等管理運営事業 農村婦人の家管理費 高城観音池まつり開催費補助金 ※地域の活力向上を目的として実施している もので、地域活性化及び地域資源のPRに 資するものであり、当該事業による施策の 効果は将来に及ぶ。 さくらフェスタ高城開催費補助金 ※地域の活力向上を目的として実施している もので、地域活性化及び地域資源のPRに 資するものであり、当該事業による施策の 効果は将来に及ぶ。	市 市 市 市 市 市 市	
	(11) その他	林業後継者育成対策事業 有害鳥獣捕獲総合対策事業 農村活性化支援センター維持管理費	市 市 市	

イ 高崎地区

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備事業 農業	市単独農地整備事業（農地整備関連） 県営ため池等整備事業（用排水・土砂崩壊） 県営畑地帯総合整備事業	市 県 県	
	(4) 地場産業の振興 加工施設	高崎農産加工センター管理費	市	
	(9) 観光又はレクリエーション	公園維持管理費 温泉施設等管理運営事業	市 市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	土地改良適正化事業補助金 畜産経営改善奨励事業 畜産振興対策関係事務費 多面的機能支払交付金 再造林推進事業 広葉樹等植栽事業 鳥獣保護区等周辺被害防止事業	市 市 市 市 市 市 市	
	商工業・6次産業化	商工業振興費 経営改善普及事業 商工会広域連携事業 コミュニティビジネス支援事業 高崎農産加工センター管理費 高崎秋まつり開催費補助金 ※商業の振興を目的として実施しているもので、地域経済の活性化に資するものであり、当該事業による施策の効果は将来に及ぶ。	市 市 市 市 市 市 市	
	観光	公園維持管理費 温泉施設等管理運営事業	市 市	
	(11) その他	林業後継者育成対策事業 有害鳥獣捕獲総合対策事業 農村活性化支援センター維持管理費 縄瀬地区活性化センター維持管理費 木場城公園維持管理費 鉢ヶ峰公園維持管理費 岩瀬ダム広場維持管理費 九州自然歩道維持管理費	市 市 市 市 市 市 市 市	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種は、下記のとおりとする。

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
過疎地域全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

(2) の【その対策】及び(3) の【計画】に同じ。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

- ・ 体育・レクリエーション施設及び公園施設については、地域住民の健康や体力増進、住民同士の交流の場としての役割、総合防災施設の役割、市民ニーズへの対応、利用者数などの観点を総合的に勘案し、必要に応じて計画的な修繕・改修を行う。
- ・ 農林水産業施設については、行政サービスの効率的・効果的な提供、安心・安全な農林畜産物の提供や、農業体験並びに農産物の加工等ができる施設の役割、市民ニーズへの対応、利用者数などの観点を総合的に勘案し、必要に応じて計画的な修繕・改修を行う。
- ・ 商工・観光施設については、施設の利用促進を図りながら、その役割を総合的に勘案し、必要に応じて適宜点検や修繕による施設の維持管理を行う。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア 情報通信基盤の整備

- ・本地域では、平成 11 年 1 月に策定した旧都城市や周辺の自治体を含む 1 市 7 町を対象区域とした都城圏域テレトピア計画の策定を皮切りに、民間企業と同軸ケーブルによる CATV 網の整備を核とした情報通信基盤の整備を推進してきた。
- ・平成 12 年度には、一部地域で CATV 網の利用が可能となり、その後、高城地区においては平成 17～18 年度、高崎地区においては平成 17 年度のエリア拡大事業により、全区域で CATV の利用が可能となった。
- ・現在は、市の支援を受けた民間企業により、さらに高速で落雷等の影響を受けにくい光ファイバを令和 3 年度末までに整備する予定である。これにより、高城地区の一部でのみ利用可能であった光ファイバ網が、本地域全域に拡大され、高速なインターネット環境や高画質なケーブルテレビの視聴等が可能となる。
- ・今後も、市民の誰もが様々な分野において ICT を活用できる、安全な情報通信基盤を維持・整備していく必要がある。

イ デジタルデバイド対策

- ・行政手続のオンライン化等、社会全体のデジタル化が進められる中、デジタル技術を使いこなせる市民と、そうではない市民の「デジタル格差」が生じている。
- ・誰もがデジタル化の恩恵を享受できる社会を実現することは極めて重要であり、令和 2 年 12 月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」においても、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」が掲げられた。
- ・今後、社会のデジタル化が急速に進む中で、各地域の実情を踏まえつつ、助けを必要とする人に、十分な支援が行き渡るようにすることが急務である。

(2) その対策

ア 情報通信基盤の整備

- ・高度情報通信ネットワーク社会への円滑な移行を図るため、住民に迅速・的確に災害情報や行政情報等を伝達できるデジタル情報通信システムについて検討する。
- ・情報通信技術の進展を見極めながら、情報通信環境整備に努める。

イ デジタルデバイド対策

- ・共助の考え方に基づき、産学官が連携してスマートフォンやキャッシュレス決済の活用等をはじめとしたデジタル技術の活用支援を進めることで、地域全体のデジタル化を推進する。
- ・地域の高齢者等が集う場に地域おこし協力隊を派遣し、デジタル技術活用に係る個別相談を実施することで、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を実現する。

(3) 計画

ア 高城地区

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	デジタル化推進事業	市	

イ 高崎地区

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	デジタル化推進事業	市	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

① 国・県道

- ・高城地区の道路は、国道 10 号が南北に縦断し、県道は 5 路線となっている。
- ・高崎地区の道路は、国道 221 号が地区のほぼ中央部を横断し、県道は 4 路線となっている。
- ・高城地区の国・県道については、ほぼ改良が済んでいるが、経年劣化による舗装の傷みや、豪雨や台風による倒木等で公共土木災害が多く発生している状況である。
- ・高崎地区の国・県道については、歩道の整備、拡幅工事等を進めているが、未改良箇所については幅員も狭小で、通勤通学等に支障を来している。
- ・国・県道については、幹線道路として通勤通学や商工業関連車両の往来等に重要な路線であるため、国及び県に対して適切な維持管理を要望していく必要がある。

② 市道

- ・高城地区の市道は、836 路線（355,843m）である。辺地対策事業債や補助事業により整備を進め、舗装率は 93.9%となっているが、改良率は 58.1%であり、計画的な道路改良に取り組む必要がある。
- ・高崎地区の市道は、508 路線（339,007m）である。過疎対策事業債や補助事業により整備を進め、舗装率は 94.1%と高くなってきたが、改良率は 58.8%と依然として低い状況である。
- ・昭和 40 年代後半から 50 年代にかけて実施した舗装は、耐用年数を大きく経過しており、老朽化による路面の損傷が著しく維持補修が急務である。
- ・このことから、道路本来の機能を満たす経済性、安全性、利便性は必ずしも高いとは言えず、今後、維持補修と併せて歩道等の交通安全施設の整備を計画的に進める必要がある。

③ 農林道

- ・高城地区の農道は、303 路線（70,107m）であり、うち舗装済延長は 35,761mと総延長の 51.0%となっている。
- ・高崎地区の農道は、856 路線（244,970m）であり、うち舗装済延長は 131,792mと総延長の 53.8%となっている。
- ・農道については、農業生産のみならず、生活関連道としても大きな役割を果たしており、住民からの要望を踏まえ、地区の実状に応じた農道整備に取り組む必要がある。
- ・林道及び作業路については、森林の適正管理、効率的な林業経営等に大きな役割を果たしており、今後も森林資源の経済的・公益的機能の拡大のために、計画的な路網整備に努める必要がある。

イ 交通手段の確保

- 高城地区では、広域幹線交通である高速バスや市中心部と高城地区を結ぶ幹線交通である廃止代替路線バス、路線バスが運行していない周辺地域と地区中心部を結ぶコミュニティバスが運行している。
- 高崎地区では、市中心部と地区を結ぶ幹線交通として、JR 吉都線、地域間幹線系統路線バス、自主運行路線バスが運行しており、路線バスが運行していない周辺地域は、コミュニティバスと乗合タクシーが運行し、当該地域と地区中心部を結んでいる。
- これらの公共交通は、住民の通学や通院、買い物等の移動手段として欠かすことのできない生活交通となっているが、マイカーの普及や高齢者ドライバーの増加等、利用者は減少傾向にある。
- 公共交通網を将来にわたって維持していくためには、幹線・支線に基づく運行形態の転換や効率化による運行経費額の圧縮、利用しやすい乗り場環境の整備等を進める必要がある。

(2) その対策

ア 道路

- ・国・県道については、産業、経済活動の動脈として最も重要であるため、適切な維持管理を関係機関に働きかける。
- ・市道の維持管理については、安全で快適な生活環境づくりに配慮する。
- ・道路改良、維持補修、歩道の整備を計画的に行い、道路の安全性、利便性の向上に努める。
- ・広域的道路網の整備を促進する。
- ・国・県の補助事業を活用し、ほ場整備と併せて農道の整備を進める。
- ・育林等、森林の適正な管理を図るため、林道等の整備を計画的に推進する。

イ 交通手段の確保

高城地区

- ・幹線交通である廃止代替路線バスについて、運行経路の見直しや乗り場環境の整備を進めるとともに、バスの遅延情報なども含めた運行情報を発信するバスロケーションシステムにより、利用促進を図る。
- ・路線バスとコミュニティバスの運行経路の重複を解消し、運行の効率化を図る。
- ・1日1便と利便性の低いコミュニティバスについては、系統の統合や経路変更等の効率化を図り、便数を増加する。
- ・路線バスとコミュニティバスとの連携強化を図り、利用促進に努める。
- ・路線バスの利用促進及び高齢者の移動手段の確保のために、都城市敬老特別乗車券の利活用を促進する。

高崎地区

- ・幹線交通である路線バスについて、運行経路の見直しや乗り場環境の整備を進めるとともに、バスの遅延情報なども含めた運行情報を発信するバスロケーションシステムにより、利便性を向上し、利用促進を図る。
- ・利用者数が大きく減少しているコミュニティバス及び乗合タクシーについて、路線バスとの運行経路重複の解消や、予約場所や運行順等が自動表示されるオンデマンド交通システムによる予約制乗合タクシーを導入し、運行の効率化を図る。
- ・JR吉都線の沿線市町及びJR九州と連携して、JR吉都線の利用促進を強化する。

(3) 計画

ア 高城地区

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	道路維持補修費（電源立地地域対策交付金事業） 生活関連道路緊急整備事業 臨時地方道整備事業 道路橋りょう総務費 道路補修費 道路維持補修管理費 街路整備事業（一般分） 交通安全対策特別交付金事業	市 市 市 市 市 市 市 市	
	(2) 農 道	県単独土地改良事業（農道整備） 市単独農道整備事業（農道改良）	県 市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	地域交通路線維持費 バス運行対策費	市 市	
	(10) その他	境界査定事業 林道維持管理事業 農政事務費 農村整備事務費	市 市 市 市	

イ 高崎地区

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	道路維持補修費（電源立地地域対策交付金事業） 生活関連道路緊急整備事業 臨時地方道整備事業 道路橋りょう総務費 道路補修費 道路維持補修管理費 街路整備事業（一般分） 交通安全対策特別交付金事業	市 市 市 市 市 市 市 市	
	(2) 農 道	県単独土地改良事業（農道整備） 市単独農道整備事業（農道改良）	県 市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	地域交通路線維持費 バス運行対策費	市 市	
	(10) その他	境界査定事業 林道維持管理事業 農政事務費 農村整備事務費	市 市 市 市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

- ・市道については、生活基盤施設として不可欠なものであり、総量の縮減は困難であることから、予防的・計画的な修繕を行うことにより、コスト縮減、平準化を図る。また、道路の現状を把握した上で、交通量、緊急性、公共性、ネットワークとの整合等を勘案し、立地適正化計画等に基づき、整備・維持管理を行う。
- ・農道については、計画的な補修等による延命化を図りながら事業費の抑制と平準化に努めるとともに、改良・更新に当たっては、将来の需要を考慮した効率的な整備を行う。
- ・林道については、定期的なパトロールと年度ごとの修繕による維持管理を行うとともに、計画的な補修等による延命化を図りながら事業費の抑制と平準化に努め、改良・更新に当たっては、将来の需要を考慮した効率的な整備を行う。
- ・橋りょうについては、定期点検結果を踏まえ、現状の劣化状況等を把握した上で、修繕優先順位を見直すとともに、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき維持管理を行う。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上下水道

- ・高城地区の水道事業は、上水道 1 事業と、簡易水道 2 事業及び飲料供給 2 施設で運営している。
- ・高崎地区は、上水道事業のみで運営している。
- ・これらの水道事業においては、給水区域内人口の減少に伴い、水需要も減少し、施設規模の適正化が課題となっている。
- ・管路及び施設の老朽化も進行しているため、施設の統廃合整備を含む計画的な更新を実施し、強靱で持続可能な水道システムを構築する必要がある。
- ・下水処理施設は、着工から 20 年以上が経過し、機器の老朽化と施設の耐震化に対処する必要がある。
- ・令和元年度の下水道接続率は、高城地区が 52.7%、高崎地区が 66.8%となっており、県平均 77.0%に比べて低い状況にあるため、生活環境改善や水質保全の観点から水洗化率の向上が求められる。

イ 環境衛生

- ・河川の水質汚濁の原因の一つである生活雑排水については、浄化槽設置整備事業費補助金を交付するなど、合併処理浄化槽設置の普及を図り、水質の浄化に取り組んでいる。
- ・今後、環境監視員の協力や住民の理解を得ながら、一層の河川浄化対策に取り組む必要がある。
- ・水道資源・工業・農業用水等については、その多くを地下水に依存しているが、水量及び水質の面で地下水環境の悪化が懸念されるため、地下水保全に努める必要がある。
- ・ごみについては、可燃性ごみ・可燃性粗大ごみは都城市クリーンセンター、不燃性ごみ・不燃性粗大ごみ・資源ごみは都城市リサイクルプラザ、ブロック片や焼却灰等の埋め立ては都城市一般廃棄物最終処分場で処理している。
- ・山林等への廃棄物の不法投棄や屋外でのビニール等の焼却については、今後も住民啓発を徹底し、環境に対する市民の意識を高めることが必要である。

ウ 消防・防災

- ・高城地区は、隣接する沖水地区に常備消防として都城市北消防署が設置されている。また、非常備消防として、1分団本部、8部の181名定数体制の消防団が構成されている。
- ・高崎地区は、常備消防として都城市北消防署高崎分署が設置されている。また、非常備消防として1分団本部、7部の158名定数体制の消防団が構成されている。
- ・非常備消防は、消火活動に加え自然災害等の対応も増加する中で、地域の安心・安全の担い手として期待が高まる一方、団員の確保が厳しい状況である。
- ・消防自動車及び消防団詰所等の老朽化が進んでおり、消防水利の基準に対する充足率は高城地区で66.2%、高崎地区で57.2%と低くなっている。
- ・都城市地域防災計画においては、大淀川水系における重要水防区域として高城地区で11区間、高崎地区で11区間が掲載され、急傾斜地崩壊危険箇所としては高城地区で146箇所、高崎地区で145箇所が示されている。
- ・火災をはじめ、台風や地震、火山噴火等、大規模な災害発生が懸念される中、消防関連施設の整備を年次的に行うことにより施設の充実を図りながら、消防団員の確保・育成、住民の防災意識の高揚や自主防災組織の強化に取り組む必要がある。
- ・災害発生時又は災害が発生する恐れがある際の情報伝達網の整備や避難体制の強化を図っていく必要がある。

エ 公営住宅等

- ・高城地区の市営住宅は、公営住宅438戸、市単独住宅9戸の合計447戸となっている。
- ・高崎地区の市営住宅は、公営住宅281戸、市単独住宅4戸、特定公共賃貸住宅8戸、合計293戸である。
- ・これまで、住宅の計画的な修繕に取り組んできたところであるが、老朽化した住宅の建替えが進んでおらず、住みやすい居住環境の提供に努める必要がある。
- ・恵まれた自然の中に、都会にはないゆとりのある居住環境を整備することで、農村地域の魅力が高まり、若年層の転出抑制やUIJターンの促進につながる可能性がある。
- ・今後は、コストや管理面のバランスを勘案し、地域福祉の充実や移住促進等の様々な観点から建替えを進めるとともに、安全、防災、防犯及び景観等の観点から総合的に居住環境の整備を進める必要がある。

(2) その対策

ア 上下水道

- ・道路整備事業との調整を図りながら、計画的な老朽管の更新を進める。
- ・新水源の確保、保全及び水質の向上に努め、良質で安全な水を安定して供給できる持続可能な水道システムを構築する。
- ・下水処理施設は、老朽化した管路及び設備の更新を計画的に行うとともに、耐震化等を推進し、適正で効率的な施設の維持管理を行う。
- ・快適な生活環境を確保し、豊かな水資源を保全するため、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の必要性を広く啓発する。

イ 環境衛生

- ・住民一人ひとりが「自らのごみは責任をもって処理する」という自覚を持つよう、ごみ減量化の意識の高揚に努める。
- ・河川浄化の啓発に努め、健全な河川環境の維持に努める。
- ・地下水位・水質のモニタリング調査を継続するとともに、雨水浸透施設・雨水貯留施設の啓発等の地下水の保全に向けた取組を実施する。

ウ 消防・防災

- ・消防団員の確保、育成による消防体制の強化及び消防関連施設を整備し、地域防災力の充実を図る。
- ・地域住民の防災意識の高揚や自主防災組織の強化を図る。
- ・災害時の対応において、住民への情報伝達や行政内の連絡体制を確保するため、防災行政無線等の整備を促進する。
- ・急傾斜地や河川沿い等、災害危険度の高い地域では、重点的に防災体制の強化を図る。

エ 公営住宅等

- ・住宅需要に見合った計画的な公営住宅の改修及び建替えを進める。また、既存の老朽化した公営住宅の維持管理に努める。

(3) 計画

ア 高城地区

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	水源開発事業	市		
		簡易水道	浄水場等整備事業 配水管整備事業	市 市	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	施設維持管理費（高城浄化センター） 公共樹設置事業 管渠維持管理費	市 市 市		
		農業集落排水施設	施設維持管理費 公共樹設置事業 管渠維持管理費	市 市 市	
	その他	浄化槽設置整備事業	市		
	(5) 消防施設	防火基盤整備事業（防火水槽建設） 消防団車両整備事業 防火水槽修繕事業 消防団施設更新事業 防災行政無線整備事業	市 市 市 市 市		
		(6) 公営住宅	ストック総合改善事業 都城市公営住宅等長寿命化計画事業 公営住宅管理運営費	市 市 市	
			(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活	公営住宅管理運営費	市
		環境	ごみ収集運搬費	市	
	防災・防犯	消防団運営費 消防施設管理費 消火栓設置費 非常備消防充実費 交通安全啓発費 水門等操作委託費	市 市 市 市 市 市		
	(8) その他	高城最終処分場跡地管理費 環境監視事業 公害対策事業 防災行政無線費 防災関係事務費 災害備蓄物品整備 自主防災活動物品整備 地下水保全対策事業	市 市 市 市 市 市 市 市		

イ 高崎地区

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	水源開発事業 浄水場等整備事業 配水管整備事業	市 市 市	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	施設維持管理費（高崎浄化センター） 公共樹設置事業 管渠維持管理費	市 市 市	
	農業集落排水施設	施設維持管理費（町倉地区） 公共樹設置事業 管渠維持管理費	市 市 市	
	その他	浄化槽設置整備事業	市	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	高崎最終処分場跡地整備事業	市	
	その他	つま浄苑施設管理費	市	
	(5) 消防施設	防火基盤整備事業（防火水槽建設） 消防団車両整備事業 防火水槽修繕事業 消防団施設更新事業	市 市 市 市	
	(6) 公営住宅	ストック総合改善事業 都城市公営住宅等長寿命化計画事業 公営住宅管理運営費	市 市 市	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活	公営住宅管理運営費	市	
	環境	ごみ収集運搬費	市	
	防災・防犯	消防団運営費 消防施設管理費 消火栓設置費 非常備消防充実費 交通安全啓発費 水門等操作委託費	市 市 市 市 市 市	
	(8) その他	防災行政無線費 環境監視事業 公害対策事業 防災関係事務費 原村危険物埋立地管理費 災害備蓄物品整備 自主防災活動物品整備 地下水保全対策事業	市 市 市 市 市 市 市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

- ・上水道については、新水道ビジョン・耐震診断・アセットマネジメント等に基づき、計画的な補修等による管路・施設の延命化を図りながら事業費の抑制と平準化に努めるとともに、管路・施設の更新に当たっては、将来の水需要を考慮した効率的な施設整備を行う。
- ・下水道については、長寿命化計画に基づき、管渠については、予防保全型の長寿命化を行い、施設については、延命化と改築費用の平準化を行う。
- ・農業集落排水については、計画的に老朽管渠・施設内の機器の更新を行うとともに、下水道との連携を強化し、各地域の特性に合わせた計画的・効率的な管理を推進する。
- ・ごみ処理施設やし尿処理場等の環境・衛生施設については、市民の生活基盤や、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を維持する役割を担っており、適切に管理する必要があるため、必要に応じて計画的な修繕・改修を行う。
- ・消防施設については、消防・防災サービスの効率的・効果的な提供や、事故や災害等の緊急時に市民の安全を確保するため適切な維持管理に努め、必要に応じて計画的な修繕・改修を行う。
- ・市営住宅については、効率的な整備・管理を推進するとともに、団地別・住棟別の適切な活用手法を選択し、予防保全的な観点から修繕や改善等の維持管理計画を定め、長寿命化によるライフサイクルコストの削減と事業量の平準化を進める。

7 子育て環境の確保、高齢者の保健・福祉の向上・増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

高城地区

- ・高城地区の就学前児童数は減少傾向にあり、施設によっては定員に対する充足率が低い状況が続いている。
- ・保育施設は、公立保育所が2施設、私立認定こども園が3施設あり、現在の定員は325名であるが、令和3年4月1日現在の施設利用者は257名と79.0%の充足率となっている(表7-1)。
- ・幼稚園は、公立運営が3園あり、定員は100名であるが、令和3年4月1日現在の施設利用者は32名となっている。
- ・児童厚生施設は、4箇所の児童館等が活動の拠点として配置されているが、施設の老朽化が進んでいる。
- ・保護者の共働きや就労の多様化に伴い、一時保育や保育サービスの充実、児童の放課後の安全な居場所づくりが課題である。

表 7-1 保育所等の入所状況(高城地区) (単位:人)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	定員
保育所	2	12	9	17	21	0	61	90
認定こども園	8	27	43	35	54	29	196	235
幼稚園	0	0	0	0	0	32	32	100
合 計	10	39	52	52	75	61	289	425

出典: 都城市福祉部保育課(令和3年4月1日現在)

高崎地区

- ・高崎地区の就学前児童数は減少傾向にあり、ほとんどの施設で定員に対する充足率が低い状況が続いている。
- ・保育施設は、私立保育所が3園、私立認定こども園が2園あり、現在の定員は260名であるが、令和3年4月1日現在の施設利用者は、216名と83%の充足率となっている。
- ・児童厚生施設は、6箇所の児童館等が配置されていたが、施設の老朽化や児童数の減少により全て廃止された。このほか児童プール、児童遊園も各地域に設置していたが、これらの施設も同様の理由から、児童プール1施設を残して全て廃止している。
- ・保護者の共働きや就労の多様化に伴い、一時保育や保育サービスの充実、児童の放課後の安全な居場所づくりが課題である。

表 7-2 保育所等の入所状況(高崎地区) (単位:人)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	定員
保育所	7	9	17	9	20	23	85	100
認定こども園	4	18	20	32	29	28	131	160
合 計	11	27	37	41	49	51	216	260

出典: 都城市福祉部保育課(令和3年4月1日現在)

イ 高齢者等の保健及び福祉

高城地区

- ・高城地区の老年人口は、昭和 55 年の 1,621 人から、令和 2 年には 3,863 人へと 2 倍以上に増加しており（表 7-3）、今後もこの傾向は続くことが予想される。
- ・核家族化の進行、扶養意識の変化等により家庭での介護能力が低下してきており、要介護高齢者への介護サービスの基盤強化を図る必要がある。
- ・高城地区では、昭和 50 年に建設した高城老人福祉館を拠点施設として、市社会福祉協議会高城サテライトや都城市山之口・高城地区地域包括支援センター（都城市社会福祉協議会）及び都城市養護老人ホーム友愛園を主軸に、広範で多岐にわたる福祉サービスを積極的に進めているが、高城老人福祉館は老朽化が著しく機能的な福祉サービスの提供に支障を来している。
- ・高齢者の生きがいづくりや、介護予防サービス及び介護支援体制の充実等を図り、高齢者支援を一層推進していくことが重要である。
- ・高齢者が健康で自分らしい生活を続けるためには、それぞれが生きがいを持つことが重要であり、高齢者クラブや高齢者学級等の充実を図りながら、パークゴルフ等のスポーツ活動、文化活動、学習活動等を積極的に進め、高齢者の社会参加を支援していく必要がある。

表 7-3 老年人口の推移（高城地区）

区 分	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
65 歳以上の人口（人）	1,621	1,933	2,299	2,793	3,236	3,423	3,490	3,617	3,863
全人口に占める割合（%）	11.9	14.0	17.3	21.6	25.7	28.7	31.2	34.8	38.2

出典：昭和 55 年から平成 27 年は国勢調査、令和 2 年は 10 月 1 日現在の住民基本台帳に基づく人口

高崎地区

- ・高崎地区の老年人口は、昭和 55 年の 1,771 人から、令和 2 年には 3,737 人へと、2 倍以上に増加しており（表 7-4）、今後もこの傾向は続くことが予想される。
- ・昭和 45 年に建設した高崎老人福祉館を高齢者等福祉の拠点施設としてきたが、老朽化等により隣接する高崎デイサービスセンターと共に令和 2 年 3 月末で用途廃止となった。
- ・近隣にある高崎介護予防ふれあい交流センター及び高崎福祉保健センターが代替施設となり、隣接する高崎養護老人ホームたちばな荘と合わせて、本地区福祉サービスの主要施設となっている。
- ・老人福祉館内にあった都城市社会福祉協議会高崎支所事務局は高崎総合支所内へ移転し、同支所内にある都城市山田・高崎地区地域包括支援センター（都城市社会福祉協議会）及び本市との連携が今まで以上に強化され、市民への福祉及び介護の窓口としての利便性が向上している。
- ・近年は、民間の通所介護施設が増加しており、高崎デイサービスセンター廃止後も地域に密着した福祉サービスが提供されている。
- ・このように本地区の福祉サービスは、各福祉施設による高齢者の生きがいづくりや介護予防サービス及び介護支援体制の充実等を行っており、今後もこれらの施設を十分に活用した高齢者等福祉及び保健事業を一層推進していくことが重要である。
- ・高齢者が健康で自分らしい生活を続けるためには、それぞれが生きがいを持つことが重要であり、高齢者クラブや高齢者学級等の充実を図りながら、パークゴルフ等のスポーツ活動、文化活動、学習活動等を積極的に進め、高齢者の社会参加を支援していく必要がある。

表 7-4 老年人口の推移（高崎地区）

区分	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
65 歳以上の人口（人）	1,771	2,052	2,322	2,745	3,125	3,373	3,348	3,483	3,737
全人口に占める割合（%）	13.3	15.6	18.3	22.8	27.5	31.4	33.8	38.7	43.3

出典：昭和 55 年から平成 27 年は国勢調査、令和 2 年は 10 月 1 日現在の住民基本台帳に基づく人口

ウ 母子福祉及び障がい者福祉

- ・母子、寡婦、父子家庭は、生活の中で直面する問題に一人で悩みがちで、経済的にも不安定な場合が多いため、地域と連携した相談体制の充実に努めるなど積極的な対応が必要である。
- ・障がい者が地域社会の中で安心して暮らし、様々な社会活動に自由に参加できるように、地域と一体となった自立支援等、総合的な施策を推進する必要がある。

表 7-5 障がい者（児）の状況

(単位：人)

	視覚障がい	聴覚障がい	言語障がい	肢体不自由	内部障がい	総数
高 城	25	38	4	430	234	731
高 崎	50	47	6	445	179	727
合 計	75	85	10	875	413	1,458

出典：都城市福祉部福祉課（令和3年4月1日現在）

(2) その対策

ア 子育て環境の確保

- ・地域のニーズに応じた一時保育等多様な保育のサービスや放課後児童クラブ事業の充実を図り、児童の安全な居場所確保に努める。
- ・老朽化した施設については、計画的な改修や解体撤去等を行い、安心して安全な環境づくりを進める。

イ 高齢者等の保健及び福祉

高城地区

- ・高城地区地域福祉活動計画に沿って高齢者が、地域社会の一員として自覚と主体性を持ち、生産・文化・スポーツ・レクリエーション等の活動ができるよう、高齢者クラブ等の育成と環境整備に努める。
- ・高齢者の自主的活動及び健康増進を図るため、敬老バス券及び健康増進施設利用助成券を交付する。
- ・都城市高城保健センターにおいて、保健師及び栄養士・食生活改善推進員等による健康づくりに関する知識の普及や特定健診後の特定保健指導に努める。
- ・介護保険法に基づく地域支援事業の各種介護サービス及びその他の福祉サービスの充実を図り、都城市山之口・高城地区地域包括支援センターと連携して地域ぐるみの福祉のまちづくりに努める。
- ・ボランティアグループ等の育成指導を進めるとともに、住民のボランティア活動への積極的な参加を促進する。

高崎地区

- ・キラキラ星プランたかざき（高崎地区地域福祉計画）に沿って、行政・都城市社会福祉協議会高崎サテライト・高崎地区民生委員児童委員会協議会・地元公民館等官民一体となり自治公民館単位に福祉部を設置するなど総合的な地域福祉を推進する。
- ・高齢者が、地域社会の一員として自覚と主体性を持ち、生産・文化・スポーツ・レクリエーション等の活動ができるよう、高齢者クラブ等の育成と環境整備に努める。
- ・高齢者の自主的活動及び健康増進を図るため、敬老バス券及び健康増進施設利用助成券を交付する。
- ・都城市高崎福祉保健センターにおいて、保健師及び栄養士・食生活改善推進員による健康づくりに関する知識の普及や特定健診後の特定保健指導に努める。
- ・介護保険法に基づく地域支援事業の各種介護サービス及びその他の福祉サービスの充実を図り、都城市山田・高崎地区地域包括支援センターと連携して地域に密着した包括的な支援体制づくりに努める。
- ・ボランティアグループ等の育成指導を進めるとともに、住民のボランティア活動への積極的な参加を促進する。

ウ 母子福祉及び障がい者福祉

- ・母子、寡婦、父子家庭の複雑で専門的な相談に対応できる相談・指導機能の充実を図る。
- ・障がい者が必要とする障がい福祉サービスや支援を提供することで、健常者と障がい者が共に手を取り合い、安心して暮らせる社会環境づくりに努める。

(3) 計画

ア 高城地区

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	1歳6ヶ月児健康診査事業 2歳6ヶ月児歯科健康診査事業 3歳児健康診査事業 育児等健康支援事業 母子保健訪問指導等事業	市 市 市 市 市	
	高齢者・障がい者福祉	老人福祉館管理運営費 要介護認定調査等事務費	市 市	
	健康づくり	高城保健センター管理費 保健衛生総務管理費（成人）	市 市	

イ 高崎地区

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	1歳6ヶ月児健康診査事業 2歳6ヶ月児歯科健康診査事業 3歳児健康診査事業 育児等健康支援事業 母子保健訪問指導等事業	市 市 市 市 市	
	高齢者・障がい者福祉	要介護認定調査等事務費 高崎介護予防ふれあい交流センター管理費 高崎福祉保健センター管理運営費	市 市 市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

- ・ 幼児教育・保育・児童厚生施設については、就学前の子どもの教育・保育施設や子育て家庭の支援の役割、地域住民ニーズへの対応、利用者数などの観点を総合的に勘案しながら、必要に応じて計画的な修繕・改修を行い、多様な人々が利用しやすい環境を提供するため、ユニバーサルデザイン化を進める。
- ・ 高齢者施設については、高齢者への福祉サービスの提供や養護施策の推進の状況、市民ニーズへの対応、利用者数などの観点を総合的に勘案し、必要に応じて計画的な修繕・改修を行う。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

- ・高城地区には、病院1、有床診療所1、無床診療所2及び歯科診療所1の医療機関があり、病床数は合計88床となっている。
- ・無医地区を解消するため、昭和38年から四家地域に診療所を設置しており、現在は、週に1日、へき地出張診療所として開設しているが、診療時間が限られ、病気やけが等の緊急時の対応が困難なこともあり、近年、利用者が減少している。
- ・高崎地区には、病院1、有床診療所2及び歯科診療所3の医療機関があり、病床数は合計79床となっている。
- ・都城地域健康医療ゾーン整備基本構想・基本計画に基づき、高度医療を担う都城市郡医師会病院等が、平成27年4月に沖水地区の太郎坊町に移転新築されたため、本地域からのアクセスが飛躍的に向上し、緊急搬送時間が大幅に短縮された。
- ・都城北諸県医療圏で2次救急を中心的に担っている都城市郡医師会病院においては、ドクターカーの運行により高城地区や高崎地区を含めた地域の救命率の向上に寄与している。また、病院や消防と3次救急医療機関である宮崎大学の連携によりドクターヘリが活用されており、広域搬送体制も構築されている。
- ・高崎地区では、都城市消防局北消防署高崎分署が平成26年4月に移転新築され、地区内の安心・安全な救急体制が整備されている。
- ・初期救急医療を担う都城夜間急病センターでは、小児科をはじめとする医師不足により厳しい医療提供体制にあり、大学医局や関係機関への働きかけにより、医師を確保する必要がある。
- ・緊急性を必要としない軽症患者が増加しているため、医療機関と連携して救急医療、休日診療における適正利用について啓発することが重要である。
- ・高城保健センター及び高崎福祉保健センターでは、地区住民の健康づくりのために、乳幼児健診をはじめ、各種相談・教室等を実施している。
- ・乳幼児及び成人の健康診査及び集団検診等の徹底、健康相談・教育や保健指導及び食生活改善の充実を図り、また、住民の健康増進と疾病予防に積極的に取り組むことで、医療費の適正化に努める必要がある。

(2) その対策

- ・安心して医療が受けられるよう、地域医療体制を維持するとともに、救急医療、休日診療において、緊急の必要性がある適正受診の啓発に努める。
- ・乳幼児健診及び成人の健診・がん検診等の受診率の向上を図り、生活習慣病の予防に努め、健康寿命を延ばし、医療費の削減に努める。
- ・都城北諸県医療圏や曾於保健医療圏の行政や関係医療機関で構成する都城圏域救急医療広域連携連絡協議会において、救急医療を取り巻く課題解決に向けて取り組む。

(3) 計画

ア 高城地区

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	四家診療所費	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

- ・保健施設については、医療サービスの提供による市民の健康増進の役割、市民ニーズへの対応、利用者数などの観点を総合的に勘案し、必要に応じて計画的な修繕・改修を行う。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

高城地区

- ・高城地区の小中学校の児童・生徒数は、昭和30年頃をピークに減少を続け、人口減少や少子化等により今後も減少傾向が続くと予想される（表9-1）。
- ・四家地区においては、児童・生徒数の減少により小中学校が閉校となり、有水小学校と有水中学校においては、小中一貫校としての動きが加速している。
- ・石山、有水地区の小中学校は小規模校であり、児童・生徒の一人ひとりにきめ細かな教育を実施しているものの、集団教育機能の低下等が課題となっており、教育内容の改善充実を図る必要がある。
- ・高城地区の学校給食センターは、地産地消を基本にしながら、栄養のバランスを考えた給食を児童・生徒に提供しているが、施設や備品の修繕、更新が必要となっている。

表 9-1 年度別児童・生徒数、学級数の推移（高城地区）

（単位：人、（ ）内は学級数）

区 分		H29	H30	R1	R2
小学校	高城小学校	395 (16)	389 (15)	378 (15)	385 (15)
	有水小学校	67 (6)	70 (6)	64 (7)	60 (7)
	石山小学校	76 (7)	87 (8)	90 (8)	92 (7)
	小計	538 (29)	546 (29)	532 (30)	537 (29)
中学校	高城中学校	229 (8)	217 (9)	220 (9)	221 (9)
	有水中学校	33 (3)	32 (3)	37 (3)	41 (3)
	小計	262 (11)	249 (12)	257 (12)	262 (12)
合計	859 (40)	847 (41)	844 (42)	835 (41)	

出典：都城市教育委員会学校教育課

高崎地区

- ・高崎地区の小中学校の児童生徒数は、昭和30年頃をピークに激減し、人口減少や少子化等により今後も減少傾向が続くと予想される（表9-2）。
- ・現在小学校5校のうち4校で複式学級編制となっており、一つの教室で異なる学年の児童に対し、同時に授業を行わなければならないため、各学校では児童の発達段階を考慮した指導過程や学習形態の工夫等に取り組んでいる。
- ・笛水小学校と笛水中学校は、都城市立小中学校適正配置方針に基づき、集団性確保のため平成22年度から小中一貫校として開校している。
- ・市内の他地区と比べて少子化の著しい高崎地区では小規模校が多い現状から、児童生徒の一人ひとりにきめ細かな教育はできるものの、集団教育機能の低下等が課題となっており、教育内容の改善充実を図る必要がある。
- ・高崎地区の学校給食センターは、地産地消を基本にしながら、栄養のバランスを考えた給食を児童生徒に提供しているが、施設・備品の修繕・更新が必要となっている。

表 9-2 年度別児童・生徒数、学級数の推移（高崎地区）

（単位：人、（ ）内は学級数）

区 分		H29	H30	R1	R2
小学校	高崎小学校	264 (14)	262 (14)	250 (12)	252 (12)
	高崎麓小学校	25 (3)	23 (3)	23 (3)	25 (5)
	江平小学校	53 (6)	53 (6)	48 (5)	46 (5)
	縄瀬小学校	49 (6)	44 (6)	42 (5)	48 (5)
	笛水小学校	9 (2)	4 (1)	6 (2)	4 (2)
	小計	400 (31)	386 (30)	369 (27)	375 (29)
中学校	高崎中学校	189 (8)	184 (8)	179 (8)	186 (8)
	笛水中学校	5 (1)	8 (1)	3 (1)	9 (2)
	小計	194 (9)	192 (9)	182 (9)	195 (10)
合計	594 (40)	578 (39)	551 (36)	570 (39)	

出典：都城市教育委員会学校教育課

イ 生涯学習・スポーツ

- ・生活様式の変化や価値観の多様化により、生きがいくくりや自己実現のために、生涯学習の果たす役割はますます重要となっている。
- ・生涯にわたって、いつでも、誰でも、何でも学習できるような生涯学習の機会提供や施設の充実、指導者と学習者をつなぐネットワークの確立を進める必要がある。
- ・社会教育関係団体は、会員数の減少や会員の高齢化により活動が低迷している例もみられるが、地域社会の活性化を図るために支援する必要がある。
- ・スポーツについては、都城市教育基本方針において、「生涯スポーツの振興」、「競技スポーツの強化」、「スポーツ環境の整備」の3つの柱を掲げて取り組んでいるが、本市における「運動・スポーツを週1回以上行っている割合」は、目標である50%を下回っており、運動・スポーツを実施していない層に対するアプローチが課題となっている。
- ・高城運動公園や高崎総合公園は、スポーツ合宿・キャンプ誘致の拠点施設として、プロスポーツや学生、社会人による合宿や各種大会等で利用されているが、施設の老朽化が課題となっている。
- ・都城市立図書館の分館として設置されている高城図書館は、利用者が少ないことから、利用者のニーズに対応し、魅力度の向上に努める必要がある。
- ・高崎地区のたちばな学び館は、蔵書数が少なく古い図書も多いため、年々利用者が減少している。都城市立図書館等との連携を深め、購入する図書の選定に利用者の意向を反映するなど魅力度の向上に努める必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育

- ・学校規模が小さいことをプラスとして捉え、少人数指導により児童・生徒一人ひとりの教育効果を高める。
- ・地域内の小中学校を定期的集め、コミュニケーション能力や社会性を培う「合同学習」を行い、小規模校の課題である集団教育機能を向上させ、児童・生徒の交流学习を推進する。
- ・学校運営協議会及びPTA活動の推進、地域の防災拠点及び学校行事への地域住民参加を通じて地域に開かれた学校づくりを推進する。
- ・学校給食については、年次的な施設整備を行い、地産地消の推進のため、地元の食材をできるだけ使用し、安心・安全なおいしい給食の提供に努める。また、栄養教諭等による児童・生徒への食育等を推進する。

イ 生涯学習・スポーツ

- ・地区公民館等の社会教育施設の充実を図るとともに、地域づくりやまちづくりを進め人材の育成に努める。また、学んだ成果が地域づくりに活用される方策を検討する。
- ・社会教育関係団体の活性化を支援すると共に、地域間交流や世代間交流を推進しながら、団体相互の連携強化を図る。
- ・総合型地域スポーツクラブの育成や地域スポーツの活性化をさせることで、運動・スポーツをしていない層を掘り起こし、スポーツの習慣化を図る。
- ・より効果が発揮できる適正な施設配置のあり方等をまとめたスポーツ施設整備ビジョンを策定する。
- ・高城図書館は、利用を増やすためのPRに努め、利用者の幅広いニーズに応えられるよう、蔵書の充実を図る。
- ・たちばな学び館については、新たな図書管理システムの導入や、団体貸し出し等の利用促進により、幅広い利用者の増加を図る。

(3) 計画

ア 高城地区

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	公立学校施設整備事業 校舎長寿命化改修・校舎改築	市 市	
	屋内運動場	公立学校施設整備事業 校舎長寿命化改修・校舎改築	市 市	
	水泳プール	小・中学校プール改修事業	市	
	給食施設	高城学校給食センター施設整備事業	市	
	(3) 集会施設、体育施設等 公民館	地区公民館費	市	
	体育施設	体育施設維持管理費	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 幼児教育	幼稚園保健衛生費 幼稚園費 一般管理運営費（幼稚園） 一般管理運営費（幼稚園預かり保育）	市 市 市 市	
	義務教育	小学校教育振興費 中学校教育振興費	市 市	
	生涯学習・スポーツ	スポーツ団体運営費 高城生涯学習センター管理運営費 体育施設維持管理費 青少年健全育成推進事業 成人式開催事業 高齢者教育事業 地区公民館費	市 市 市 市 市 市 市	
	その他	高城学校給食センター管理運営費 図書充実費 放課後児童クラブ事業 女性教育推進事業	市 市 市 市	

イ 高崎地区

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	公立学校施設整備事業 校舎長寿命化改修・校舎改築	市 市	
	屋内運動場	公立学校施設整備事業 校舎長寿命化改修・校舎改築	市 市	
	水泳プール	小・中学校プール改修事業	市	
	給食施設	学校給食センター施設整備事業	市	
	(3) 集会施設、体育施設等 公民館	地区公民館費	市	
	体育施設	体育施設維持管理費	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	小学校教育振興費 中学校教育振興費	市 市	
	生涯学習・スポーツ	青少年健全育成推進事業 スポーツ団体運営費 体育施設維持管理費 地区公民館費 たちばな学び館管理運営費 高齢者教育事業	市 市 市 市 市 市	
	その他	高崎学校給食センター管理運営費 女性教育推進事業 図書充実費 放課後児童クラブ事業	市 市 市 市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

- ・学校施設については、老朽化が進んでいる施設も多く、安心・安全な教育環境の確保のため、引き続き、施設及び各種設備の劣化の状況にあわせ、適宜、適切な施設改修を実施する。また、放課後児童クラブや集会施設等の他用途との複合化・多機能化の可能性についても検討する。
- ・給食施設については、安心・安全な学校給食を安定的に提供する役割、児童生徒数の推移を総合的に勘案し、必要に応じて計画的な修繕・改修を行う。
- ・体育・レクリエーション施設については、地域住民の健康や体力増進、住民同士の交流の場としての役割、総合防災施設の役割、市民ニーズへの対応、利用者数などの観点を総合的に勘案し、必要に応じて計画的な修繕・改修を行う。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

- ・人口減少や高齢化の進行により、生活機能の維持・存続が困難になる集落が出てくること
が危惧される。
- ・日常生活に必要な店舗等の撤退や、耕作放棄地や空き家の増加、雇用の縮小、コミュニテ
ィでの共同生活の継続が困難になるなど、様々な課題が顕在化していることから、必要
な生活サービス機能を維持・確保し、地域における仕事や収入の基盤を維持することが
求められる。
- ・地域の将来を見通し、地域課題を解決するための住民の自主的・主体的な活動を支援する
とともに、その活動を推進する地域のリーダーとなる人材を育成することも重要である。
- ・地域おこし協力隊や中山間盛り上げ隊等の外部人材活用制度を活用することにより、地
域の宝や魅力の再発見に努め、新たな視点に立った地域活性化を図ることが必要である。
- ・分散している生活拠点をネットワークでつなぎ、生活に必要な医療、介護・福祉、買い物
等の生活サービス機能を提供することで生活を支えるしくみへ転換していく必要がある。

(2) その対策

- ・集落機能の強化を図るため、協働のまちづくりの中核となるまちづくり協議会や自治公民館組織の育成・強化を図る。
- ・集落の活性化に当たって、住民が集落の現状と課題を地域全体の課題として捉えることが重要であるため、地域住民による地域課題を検証する機会を設ける。
- ・地域おこし協力隊等、外部人材の活用を図ることにより、地域の新たな担い手となってもらい、新たな視点での地域づくりに取り組む。
- ・市内中心部を含め、分散する様々な規模の生活拠点を複合的・重層的なネットワークで形成することにより、互いに生活サービス機能を補完し、中山間地域等での生活を総合的に支える仕組みを構築する。
- ・公共施設等の機能の再編・集約化を進めるとともに、公共施設等の既存のストックを拠点施設として有効活用することで、中山間地域等の生活拠点の維持・活性化を図る。
- ・分散する生活拠点を結ぶ地域公共交通が持続的・安定的に運行されるよう、バスや鉄道、タクシー、デマンド交通等多様な移動手段を活用し、地域公共交通体系の最適化を図る。

(3) 計画

ア 高崎地区

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	多目的研修集会施設管理運営費	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

- ・地域コミュニティ施設については、行政サービスの効率的・効果的な提供、防災施設としての役割、市民ニーズへの対応、利用者数などの観点を総合的に勘案しながら、必要に応じて計画的な修繕・改修を行う。
- ・庁舎施設については、行政サービスの効率的・効果的な提供、総合防災施設としての役割、市民ニーズへの対応、利用者数等の観点を総合的に勘案しながら、必要に応じて計画的な修繕・改修を行う。

1 1 地域文化の振興

(1) 現況と問題点

ア 高城地区

- ・高城地区の文化財は、県指定の高城町古墳や観音瀬、国登録の有形文化財の旧後藤家商家交流資料館本館及び石堀をはじめ歴史的価値の高いものが数多く残されている。
- ・高城地区には現在 11 の民俗・郷土芸能保存会があり、そのうち穂満坊あげ馬は県の無形民俗文化財、有水鉦踊り、石山花相撲、穂満坊三月十日踊り及び桜木あげ馬は市の無形民俗文化財に指定されている。
- ・各保存会は、自治公民館又は地域単位で保存伝承活動を行っているが、後継者不足に悩まされている。
- ・これらの貴重な伝統を後世に伝えていくためには、後継者の育成や用具の購入・修理のための財源措置、発表の機会の確保等、幅広い対策が求められる。
- ・都城市高城郷土資料館は、これまで多くの人が訪れ、高城の歴史に親しまれてきたが、近年は入場者が減少傾向にあることから、市内の小中学生や高校生等へのPRを積極的に行うとともに、老朽化する施設の整備を行うなど、集客の確保に努める必要がある。

表 1 1 - 1 史跡・文化財の現状（高城地区）

指定	指定区分	種目	名称	場所	説明
県指定	無形民俗文化財	民俗芸能	穂満坊あげ馬	穂満坊	市内4箇所で行われている行事の一つ。江戸末期には行われていたことが確認されている。
県指定	記念物	史跡	高城町古墳	大井手 石山 有水	大井手地区牧の原・石山地区・有水地区 22 基指定（昭和 10 年）
県指定	記念物	史跡	観音瀬	有水	船で宮崎へ産物を運ぶため、船が大淀川を運行できるように開削し、寛政 6 年に開通した。
国登録	有形文化財	建造物	旧後藤家商家交流資料館本館	高城	後藤本家より分家した伊助の息子五兵衛によって、明治 33 年に建てられた商家造りの家屋。ほぼ建設当時の姿を留めている。
国登録	有形文化財	建造物	旧後藤家商家交流資料館石堀	高城	商家敷地の南辺、西辺、北辺及び東辺の一部巡る材質が凝灰石の地域的な特色をもつ石堀。その延長は 60m。
市指定	有形文化財	歴史資料	定満池水神碑附放水路石柱	石山	石山観音池の南東側のほりに立つ角柱。天保期の放水路の改修工事の経緯が記されている。
市指定	有形文化財	歴史資料	走湯神社関係資料	石山	石山の走湯神社にある古文書や木造神像、石造物。
市指定	有形文化財	歴史資料	石山観音寺関係資料	石山	石山観音寺にある木造彫刻、石造物。
市指定	有形文化財	歴史資料	有水庚申碑	有水	市内に残る紀年名が明らかな庚申碑のなかで最も古い。
市指定	有形文化財	歴史資料	石山中方の庚申石祠	石山	屋根が千鳥破風入母屋型の庚申碑。
市指定	有形文化財	工芸品	大井手の斜縁画像鏡	大井手	個人宅の氏神祠堂内から発見された鏡。
市指定	有形文化財	古文書	穂満坊の御道中記稿本	穂満坊	嘉永 6 年に藩主島津斉彬の領内巡検の際に、高城郷より提出された郷内案内書の草稿本。
市指定	有形文化財	歴史資料	大井手の石造多宝塔（宝塔的五輪塔）	大井手	都城島津家 8 代北郷忠相夫妻の詣墓として建立されたとされている五輪塔。17 世紀のものと推測されている。
市指定	有形文化財	歴史資料	重弧文器台	石山	石山地区の城ヶ尾遺跡から出土した、器台に重弧文が描かれた珍しい土器。

指 定	指定区分	種 目	名 称	場 所	説 明
市指定	有形文化財	歴史資料	二十三夜待碑	大井手	市内の月待碑の中でも古いものであり、また、巨石に阿弥陀三尊が彫られており珍しいものである。
市指定	有形文化財	歴史資料	後藤家伝来史料	高城	後藤家に伝えられた史料群。江戸時代中期から昭和期に作成された、後藤家当主に関連する7,675件の史料。
市指定	有形文化財	歴史資料	八代長門守夫婦供養墓	有水	天文元年に討死した伊東方の武将八代長門守佑量の供養墓。
市指定	有形文化財	歴史資料	日蓮宗五輪塔(題目五輪塔)	有水	市内に1基しか確認されていない日蓮宗系の墓塔。
市指定	有形文化財	歴史資料	鳥井原百万遍念仏供養塔	石山	元龜2年に当地で読誦を成就し、有水肥前守らに喜捨を仰いで建立された石碑。
市指定	有形文化財	歴史資料	中原中常坊墓	穂満坊	庄内合戦で戦死した島津方の武将中原中常坊の墓。
市指定	有形文化財	歴史資料	日待塔	有水	一晚中忌みごもりして日の出を拝む行事で造立(寛文11(1671)年)。市内唯一。
市指定	有形民俗文化財	民俗資料	石坂碑附石坂大明神御奉牒札版木	有水	石坂牛之助という人物の墓とされ、火伏の神として信仰されている。
市指定	有形民俗文化財	民俗資料	塞神碑附石敢當	大井手	市内に二例しかない塞神碑の一つ。
市指定	有形民俗文化財	民俗資料	有水備前碑	有水	有水鉦踊りで慰霊供養したとされる有水備前が刻まれた碑。
市指定	有形民俗文化財	民俗資料	香禪寺石碑群附庚申塔(文政七年銘)	石山	破壊された石造正観音、庚申塔等の9基の石碑群。
市指定	有形民俗文化財	工芸品	長野神社男神像及び女像	四家	制作時期が室町時代後期頃と推測される4躯の神像。
市指定	記念物	史跡	不動寺馬場	穂満坊	天文元年に高城を守る伊東氏を島津氏が攻め、大激戦となった場所。
市指定	記念物	史跡	月山日和城(高城)址	大井手	南北朝期に南朝方で活躍した肝付兼重が築城したとされ、伊東三俣八城の一つ。後に都城島津家8代北郷忠相も本拠地とした。
市指定	記念物	史跡	旧後藤家商家	高城	国登録文化財の旧後藤家商家交流資料館・石塀。
市指定	記念物	史跡	田辺かくれ念仏洞	有水	市内にあるかくれ念仏洞の中で最大規模のもの。
市指定	記念物	史跡	小山城跡	桜木	築城年代は定かではないが、永和3年のものとされる書状に表記がある。伊東三俣八城の一つ。
市指定	記念物	史跡	石山城跡	石山	築城年代は定かではないが、天文初期には存在していたとされる城。

出典：都城市教育委員会文化財課

イ 高崎地区

- ・高崎地区の文化財は、県指定の高崎町古墳や霧島ジオパーク関連施設である東霧島神社の梵鐘をはじめ遠い歴史をしのばせる文化遺産が多く残されている。
- ・高崎地区には、現在 11 の民俗・郷土芸能保存会があり、自治公民館又は地域単位で保存伝承活動を行っているが、後継者不足に悩まされている。
- ・これらの貴重な伝統を後世に伝えていくためには、後継者の育成や用具の購入・修理のための財源措置、発表の機会の確保等、幅広い対策が必要となっている。
- ・たちばな天文台は、天体観測等のためこれまで多くの人々が訪れてきたが、近年は入場者が減少傾向のため、市内の小中学生や高校生等へのPRを積極的に行うとともに、老朽化する施設の整備等により、集客数の確保に努める必要がある。

表 1 1-2 史跡・文化財の現状（高崎地区）

指 定	指定区分	種 目	名 称	場 所	説 明
県指定	記念物	史跡	高崎町古墳	塚原横谷	江平塚原地区・縄瀬横谷地区 16 基指定（昭和 17 年）1 号墳（前方後円墳）は全長約 68m、幅約 32 m で、都城盆地最大の規模をほこる。
県指定	有形文化財	工芸品	東霧島の梵鐘	東	慶長 20 年（1615）に、島津宗家 18 代家久（忠恒）の武運長久子孫繁栄を祈願して東霧島大権現に奉納されたもの。県内で 2 番目に古い。
県指定	記念物	史跡	観音瀬	轟	江戸時代に大淀川を船で宮崎へ産物を運ぶため、船が運行できるように開削し、寛政 6 年（1794）に開通した。
市指定	有形文化財	建造物	東霧島神社の御輿	東	島津宗家 18 代家久（忠恒）が寛永年間（1624～1644）に霧島大権現に寄進したものと推定される。のちに大破したことにより、嘉永 2 年（1849）に島津宗家第 27 代斉興が作り替えた。
市指定	有形文化財	古文書	東霧島神社文書	東	応永 16 年（1409）の「島津久豊願文」をはじめ、文正 2 年（1466）「島津立久寄進状」、延徳 4 年（1492）「島津忠昌朱印状」、天正 16 年（1588）光明院宛「島津義弘願文」等 6 点を卷子仕立てにしたもの。
市指定	有形文化財	建造物	古石塔群	東	中世に造立が盛んであった逆修供養信仰の石造り塔のこと。鹿児島八幡宮社家桑幡一族のものと思われる宝塔や五輪塔がある。
市指定	有形文化財	建造物	谷川田之神	谷川	旧鹿児島藩領内で近世に造立が盛んであった石造田之神の神官像型で、享保 9 年（1724）建立。年号を刻んだものの中では県内で二番目に古い。

出典：都城市教育委員会文化財課

(2) その対策

- ・ 史跡等をはじめとする文化財の保存・活用を図る。
- ・ 文化祭や各種文化活動への住民の積極的な参加を推進する。
- ・ 民俗・郷土芸能保存会及び後継者の育成に努めるとともに、都城市高城郷土資料館や都城市高城生涯学習センター、都城市高崎福祉保健センター多目的ホール等を舞台発表の拠点として、活発な活動が行えるよう努める。
- ・ たちばな天文台で、星空教室等の星に関するイベント等を開催するなど、天文台としての魅力を向上させる。

(3) 計画

ア 高城地区

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	東目街道秋まつり開催費補助金 ※地域の文化継承を目的として実施している もので、地域振興に資するものであり、当 該事業による施策の効果は将来に及ぶ。 高城郷土資料館管理運営費	市 市	

イ 高崎地区

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	夏まつり実行委員会補助金 ※交流人口の拡大を目的として実施している もので、地域活性化及び地域文化の振興に 資するものであり、当該事業による施策の 効果は将来に及ぶ。 どろんこバレー実行委員会補助金 ※交流人口の拡大を目的として実施している もので、地域資源のPRに資するものであ り、当該事業による施策の効果は将来に及 ぶ。	市 市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

- ・社会教育・文化施設については、歴史文化振興、歴史文化遺産を保存する施設としての役割、市民ニーズへの対応、利用者数などの観点を総合的に勘案し、必要に応じて計画的な修繕・改修を行う。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

- ・平成 30 年 3 月に改訂した都城市環境基本計画における地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、「2022 年度における温室効果ガス排出量を平成 25 年度比 13.8%削減」の中期目標を掲げ、省エネルギー対策及び再生可能エネルギー対策の推進を図っている。
- ・国は令和 2 年 10 月に「2050 年に日本国内の温室効果ガス排出実質ゼロ」を宣言し、令和 3 年 4 月には 2030 年度の温室効果ガス削減目標を 2013 年度比 26%から 46%に引き上げたことから、本市でも対策を強化する必要がある。
- ・本市では、豊かな地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入が進められており、家畜排せつ物や焼酎かすを利用したバイオマス発電等のほか、クリーンセンターによる廃棄物発電等も取り組まれている。
- ・再生可能エネルギーについては、乾質の鶏ふん燃焼発電は、窒素負荷の低減と養鶏業の排せつ物処理の負担軽減に貢献している反面、畜ふんバイオガス化発電は、家畜排せつ物の移動に伴う防疫対策やメタン発酵時に生じる消化液の処理等の課題により普及が進んでいない。
- ・木質バイオマス発電については、以前から製材くず（おが粉）を畜産事業者に供給し、家畜排せつ物を吸着させる敷料として利用してきたが、急激な木材需要の増加による製材くずの供給不足や森林資源の持続性が課題となっている。
- ・太陽光発電についても、景観や雨水及び土砂の流出等について考慮する必要がある。
- ・本市を取り巻く農林業及び再生可能エネルギーの現状や課題を踏まえ、本市における再生可能エネルギー発電設備の導入については、バイオマス資源の持続的かつ発展可能な循環利活用と地域で確立された経済及び環境の好循環が維持されるように取り組む必要がある。

(2) その対策

- ・再生可能エネルギー発電設備が、大気や水質等の自然環境に影響を及ぼさないよう自然改変を最小限に留めるとともに、設備整備者に対し必要に応じて地域の合意形成を図り、特に配慮を要する事項が発生した場合には適切な対策を講ずることを求める。
- ・クールビズやウォームビズに取り組むとともに、省エネルギー機器や低燃費自動車の導入等、更なる省エネルギー対策に努める。
- ・住宅・建築物の省エネルギー化・長寿命化や再生可能エネルギーに関する情報提供を行い、普及促進に取り組む。
- ・公共施設における再生可能エネルギーの率先導入に努める。
- ・森林の有する多面的機能の長期的かつ循環的な維持や保全、間伐材の積極的利用等を進める。
- ・堆肥に含まれる硝酸態窒素による地下水汚染を軽減するため、家畜排せつ物の適正処理に努める。

(3) 計画

ア 高城地区

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エネルギーの 利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	カーボンニュートラル推進事業	市	

イ 高崎地区

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エネルギーの 利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	カーボンニュートラル推進事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

- ・一般廃棄物の最終処分場等は、市民の生活基盤の役割を担っており、適切に管理する必要があるため、必要に応じて計画的な修繕・改修を行う。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

- ・本地域では、昭和 30～40 年代から人口が減少傾向にあり、若年層を中心とした人口の減少や少子化と高齢化が急速に進行したため、地域の活力の減退が進んでいる。
- ・このような事態に対処するため、道路網や各種公共施設の整備、企業の誘致等を実施したことにより、人口減少も一時鈍化したかのように見られたが、依然として減少傾向が続いているのが現状である。
- ・地域社会の変化、高齢化社会の進展、住民意識の多様化等により、地域住民の連帯意識の希薄化が進み、後継者づくりや地域リーダーの不足等により地域の持続的発展を促すまでに至っていない。

(2) その対策

- ・高城地区の地域活性化を図るため、高城地区の豊かな自然、素晴らしい景観、豊かな生産を生む大地、数々の伝統と歴史、文化等を活かしながら、住民一人ひとりの創意と工夫を活かしたまちづくり、地域づくりを推進する。
- ・高崎地区の地域活性化を図るため、高崎地区の地域特性である日本一の星空も含めた豊かな自然、素晴らしい景観、豊かな生産を生む大地、数々の伝統と歴史、文化等を生かしながら、住民一人ひとりの創意と工夫を活かしたまちづくりを推進する。
- ・将来を担う子どもや後継者に広い見識と国際感覚を身につけてもらうとともに、国際交流の観点から身近な外国人との交流や海外派遣等の機会を増やし、人づくりを積極的に推進する。
- ・まちづくり協議会が中心となり、都市との連携・交流を図り、関係人口の創出を推進する。また、中山間盛り上げ隊等を活用し、地域リーダーの育成や活動支援を行い、地域づくりを推進する。

(3) 計画

ア 高城地区

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地域の持 続的発展に関し 必要な事項	(2) 過疎地域持続的発 展特別事業	地域振興事業（高城地区振興活動費補助金）	市	

イ 高崎地区

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地域の持 続的発展に関し 必要な事項	(2) 過疎地域持続的発 展特別事業	高崎総合支所費	市	

事業計画（令和3～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

ア 高城地区分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の 促進、人材育成	移住・定住	移住・定住推進事業	市	
2 産業の振興	第1次産業	土地改良適正化事業補助金	市	
		畜産経営改善奨励事業	市	
		畜産振興対策関係事務費	市	
		多面的機能支払交付金	市	
		再造林推進事業	市	
		広葉樹等植栽事業	市	
		鳥獣保護区等周辺被害防止事業	市	
	商工業・ 6次産業化	商工業振興費（商店街活性化支援事業費補助金）	市	
		商工会広域連携事業	市	
		コミュニティビジネス支援事業	市	
		小規模経営改善普及事業	市	
		高城商工施設維持管理事業	市	
	観 光	観光諸費（高城観光協会補助金）	市	
		観音池公園管理運営費	市	
		公園維持管理費	市	
		温泉施設等管理運営事業	市	
		農村婦人の家管理費	市	
		高城観音池まつり開催費補助金	市	
		さくらフェスタ高城開催費補助金	市	
3 地域における情報化	デジタル技術 活用	デジタル化推進事業	市	
4 交通施設の整備、交通 手段の確保	公共交通	地域交通路線維持費	市	
		バス運行対策費	市	
5 生活環境の整備	生 活	公営住宅管理運営費	市	
	環 境	ごみ収集運搬費	市	
	防災・防犯	消防団運営費	市	
		消防施設管理費	市	
		消火栓設置費	市	
		非常備消防充実費	市	
		交通安全啓発費	市	
水門等操作委託費	市			

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童福祉	1歳6ヶ月児健康診査事業	市	
		2歳6ヶ月児歯科健康診査事業	市	
		3歳児健康診査事業	市	
		育児等健康支援事業	市	
		母子保健訪問指導等事業	市	
	高齢者・障がい者福祉	老人福祉館管理運営費	市	
		要介護認定調査等事務費	市	
	健康づくり	高城保健センター管理費	市	
保健衛生総務管理費（成人）		市		
7 医療の確保	自治体病院	四家診療所費	市	
8 教育の振興	幼児教育	幼稚園保健衛生費	市	
		幼稚園費	市	
		一般管理運営費（幼稚園）	市	
		一般管理運営費（幼稚園預かり保育）	市	
	義務教育	小学校教育振興費	市	
		中学校教育振興費	市	
	生涯学習・スポーツ	スポーツ団体運営費	市	
		高城生涯学習センター管理運営費	市	
		体育施設維持管理費	市	
		青少年健全育成推進事業	市	
		成人式開催事業	市	
		高齢者教育事業	市	
		地区公民館費	市	
	その他	高城学校給食センター管理運営費	市	
		図書充実費	市	
		放課後児童クラブ事業	市	
女性教育推進事業		市		
10 地域文化の振興等	地域文化振興	東目街道秋まつり開催費補助金	市	
		高城郷土資料館管理運営費	市	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	再生可能エネルギー利用	カーボンニュートラル推進事業	市	
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		地域振興事業（高城地区振興活動費補助金）	市	

イ 高崎地区

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流 の促進、人材育成	移住・定住	移住・定住推進事業	市	
	地域間交流	中山間地域対策モデル事業	市	
2 産業の振興	第1次産業	土地改良適正化事業補助金	市	
		畜産経営改善奨励事業	市	
		畜産振興対策関係事務費	市	
		多面的機能支払交付金	市	
		再造林推進事業	市	
		広葉樹等植栽事業	市	
		鳥獣保護区等周辺被害防止事業	市	
	商工業・ 6次産業化	商工業振興費	市	
		経営改善普及事業	市	
		商工会広域連携事業	市	
		コミュニティビジネス支援事業	市	
		高崎農産加工センター管理費	市	
		高崎秋まつり開催費補助金	市	
観 光	公園維持管理費	市		
	温泉施設等管理運営事業	市		
3 地域における情報化	デジタル技術 活用	デジタル化推進事業	市	
4 交通施設の整備、交通手 段の確保	公共交通	地域交通路線維持費	市	
		バス運行対策費	市	
5 生活環境の整備	生 活	公営住宅管理運営費	市	
	環 境	ごみ収集運搬費	市	
	防災・防犯	消防団運営費	市	
		消防施設管理費	市	
		消火栓設置費	市	
		非常備消防充実費	市	
		交通安全啓発費	市	
水門等操作委託費	市			

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童福祉	1歳6ヶ月児健康診査事業	市	
		2歳6ヶ月児歯科健康診査事業	市	
		3歳児健康診査事業	市	
		育児等健康支援事業	市	
		母子保健訪問指導等事業	市	
	高齢者・障がい者福祉	要介護認定調査等事務費	市	
		高崎介護予防ふれあい交流センター管理費	市	
		高崎福祉保健センター管理運営費	市	
8 教育の振興	義務教育	小学校教育振興費	市	
		中学校教育振興費	市	
	生涯学習・スポーツ	青少年健全育成推進事業	市	
		スポーツ団体運営費	市	
		体育施設維持管理費	市	
		地区公民館費	市	
		たちばな学び館管理運営費	市	
		高齢者教育事業	市	
	その他	高崎学校給食センター管理運営費	市	
		女性教育推進事業	市	
		図書充実費	市	
		放課後児童クラブ事業	市	
	9 集落の整備	集落整備	多目的研修集会施設管理運営費	市
10 地域文化の振興等	地域文化振興	夏まつり実行委員会補助金	市	
		どろんこバレー実行委員会補助金	市	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	再生可能エネルギー利用	カーボンニュートラル推進事業	市	
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		高崎総合支所費	市	

上記事業については、地域の持続的発展に資するものであり、当該施策の効果は将来に及ぶものである。